

平成 2 1 年版

環 境 報 告 書

〔平成 2 0 年度の環境の状況並びに
環境の保全及び創造に関する施策
の実施状況に関する年次報告書〕

春 日 市

はじめに

本市は、平成13年3月、かけがえのない春日市の環境そして地球の環境を守り、育み、それをより良い姿で将来の世代に引き継いでいくことを目指して「弥生の里・かすが環境プラン」(春日市環境基本計画)を策定し、春日市の環境保全と創造に関する施策を推進してまいりました。

この環境プランに基づき、進めてきましたごみの問題や温暖化への対策をはじめとした地域の環境行政の成果や課題について、折に触れて広く市民の皆様にご案内し、より多くの市民の皆様が環境問題についての現状と“思い”を正しく伝え、次の施策への手ごかりを求めていくこととともに、地域の環境保全意識を牽引する中心的な役割を果たしていきたいと存じます。

この環境報告書は、春日市環境基本条例第11条の規定に基づき、平成20年度における本市の環境の現状や「弥生の里・かすが環境プラン」に掲げる施策の実施状況をまとめたものであります。

つきましては、この環境報告書が多くの市民、事業者、団体等の皆様にご活用いただくことで、環境問題への認識を一層深めていただき、環境保全活動の推進に役立ていただければ幸いです。

平成22年3月

春日市長 **井上 澄和**

目 次

第1章 環境の状況	1
1 社会経済活動	1
(1) 人口	1
(2) 土地利用	1
(3) 産業	2
(4) 交通	3
2 自然環境	6
(1) 自然的条件	6
地理	6
気象	6
(2) 自然環境の現状	6
植生	6
動物	7
3 環境質	8
(1) 大気の質	8
(2) 水の質	12
(3) 音環境	13
4 資源の利用と消費	15
(1) エネルギー使用等の推計	15
(2) エネルギー使用の推移	16
(3) 水利用	17
(4) 廃棄物とリサイクル	18
一般廃棄物	19
リサイクル	19
古紙等集団回収	20
事業系古紙回収事業	21
5 都市生活の快適性	21
(1) 都市基盤施設	21
(2) 歴史・文化	21
(3) 身近な自然	22
みどり	22
水辺	23
(4) 景観	23

(5) 安全性	2 3
第 2 章 環境教育・学習の推進の状況（行政関係）	2 4
第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況	2 7
「弥生の里・かすが環境プラン」に掲げる施策の数値目標に対する 進捗状況一覧表（再掲）	2 7
「弥生の里・かすが環境プラン」の基本的取組の状況	2 8
住み続けたい生活空間の創造	2 8
1 すがすがしい生活空間づくり	2 8
(1) さわやかな空気の確保	2 8
(2) 静けさの確保	3 0
(3) きれいな水の確保	3 0
(4) 安全な生活空間の確保	3 2
2 美しいまちなみづくり	3 3
(1) 地域特性を活かした景観整備	3 3
(2) 建築物や屋外広告物の設置に対する景観形成の誘導	3 3
3 自然とふれあうまちづくり	3 4
(1) 水辺環境の整備、活用	3 4
(2) まちのみどりの創出	3 4
4 歴史・文化とふれあうまちづくり	3 5
(1) 弥生の里の面影を残す環境資源の保全	3 5
(2) 文化遺産の保全と郷土文化の継承	3 6
循環型都市の創造	3 7
1 資源・エネルギー有効利用都市づくり	3 7
(1) 資源・エネルギー利用効率の向上	3 7
(2) 省エネルギーの推進	3 7
(3) 自然エネルギーの利用促進	3 8
2 ごみの発生を回避し、物を循環的に利用する都市づくり	3 8
(1) ごみの発生回避	3 8
(2) 物の循環的利用の実践	3 9
(3) ごみの不適正処理、不法投棄の防止	4 0
3 自転車と公共交通機関を機軸とする都市づくり	4 0

(1) 自転車にやさしいまちづくりと駐輪マナーの向上	4 0
(2) 公共交通機関の利便性向上	4 1
(3) 低公害車などの普及促進と環境に配慮した自動車利用	4 1
環境に配慮した住まい方の工夫	4 2
1 環境に配慮して住まう	4 2
(1) 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立	4 2
(2) 生活、事業活動のグリーン化	4 2
2 他人に配慮して住まう	4 3
(1) 生活マナーの確立	4 3
(2) 隣人をおもいやる生活活動の実践	4 3
人と環境にやさしいコミュニティの創造	4 4
1 環境教育・学習の推進	4 4
(1) 環境教育・学習推進体制の整備と参加	4 4
(2) 環境に関する知恵を伝える	4 4
2 環境保全活動の促進	4 5
(1) コミュニティ活動への参加、協力	4 5
(2) 活動のネットワークづくり	4 6
(3) 高齢者、障害者などと共に生きるまちづくり	4 6
第 4 章 環境配慮率先実行計画の推進の状況	4 7
資料編	
条例・規則	1
1 春日市環境基本条例	1
2 春日市環境審議会規則	5
環境質の状況の資料	6
1 大気環境	6
2 水環境	1 2
3 音環境	1 3
エネルギー使用等の推計の資料	1 7
用語集	2 0

第1章 環境の状況

1 社会経済活動

(1) 人口

本市の人口は、昭和47年の市制施行当時には、約45,000人でしたが、その後の急激な都市化の進展に伴い、平成21年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口は109,045人になっています。

また、世帯数は、平成21年3月31日現在43,629世帯で、1世帯あたりの平均所帯人員は、約2.5人となっています。

● 人口の推移

(資料：平成21年度市勢統計書)

年	面積(k㎡)	世帯数	人口	人口密度	1世帯あたり人員	備考
昭和47年	14.26	13,947	45,016	3,156人/k㎡	3.2	市制施行(住基)
昭和57年	〃	22,701	68,109	4,776	3.0	住基、外国人人口
平成4年	14.15	32,175	91,203	6,445	2.8	〃
平成15年	〃	41,814	108,089	7,639	2.6	〃
平成16年	〃	42,310	108,677	7,680	2.6	〃
平成17年	〃	42,959	109,682	7,751	2.6	〃
平成18年	〃	43,378	109,790	7,759	2.5	〃
平成19年	〃	43,415	109,333	7,727	2.5	〃
平成20年	〃	43,528	109,200	7,717	2.5	〃
平成21年	〃	43,629	109,045	7,706	2.5	〃

(備考) 市域の面積は、昭和63年の国土地理院の調査により14.15k㎡に変更。

住基(住民基本台帳)、外国人(外国人登録)人口は、3月31日現在。

(2) 土地利用

本市の土地利用状況は、福岡都市圏の住宅都市として昭和30年代から急激に宅地化が進んだ結果、市域の大部分が住宅地となっています。住宅地以外では、市東部の鉄道駅周辺でわずかに商業集積がみられ、北部に中小規模の工場が点在し、南部には山林が認められます。

また市全域が都市計画区域であり、そのうち93.4%を市街化区域に指定し、その全域に用途地域を定めています。残る6.6%を市街化調整区域に指定しており、その一部には緑地が残っています。

農地は、市街化区域内に点在していますが、住宅地等への転用が進み、減少しています。

● 用途地域指定の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域		1,415	100.0
都市計画区域		1,415	100.0
市街化区域		1,322	93.4
市街化調整区域		93	6.6
用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域	295	22.3
	第 1 種中高層住居専用地域	217	16.4
	第 2 種中高層住居専用地域	208	15.7
	第 1 種住居地域	257	19.4
	第 2 種住居地域	102	7.7
	準住居地域	33	2.5
	近隣商業地域	22	1.7
	商業地域	10	0.8
	準工業地域	178	13.5
	合計 (市街化区域)		1,322

(資料：平成 20 年度市勢統計書)

(3) 産業

平成 18 年の事業所・企業統計調査では、本市の従業者比率による産業構成は、第 1 次産業が 0.0%、第 2 次産業が 11.4%、第 3 次産業が 88.6%となっており、第 3 次産業が大きな割合を占めています。

● 産業分類別従業者数

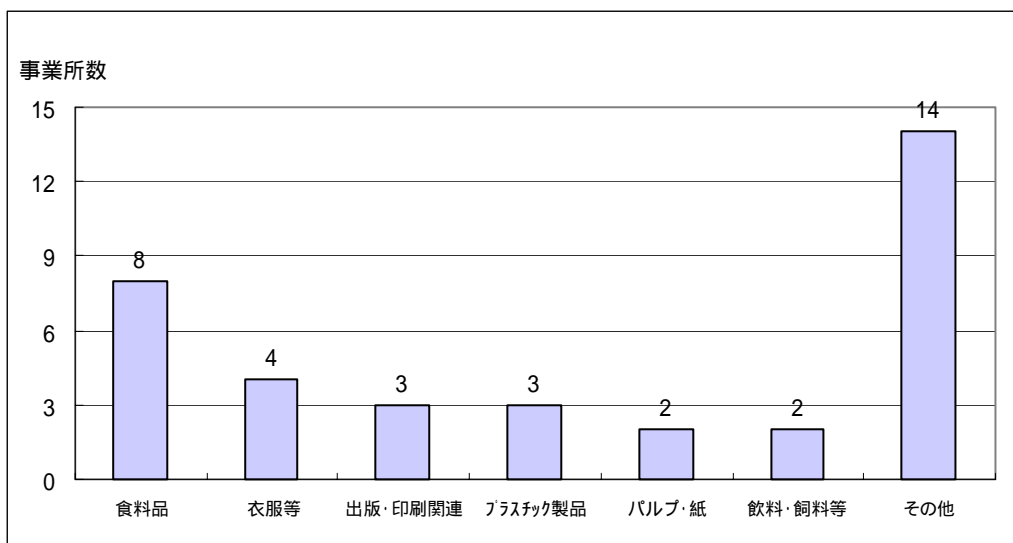
分 類	就業者数 (人)	構成比 (%)	分 類	就業者数 (人)	構成比 (%)
農林漁業	1	0.0	不動産業	554	2.0
鉱業	—	—	飲食店・宿泊業	2,319	8.2
建設業	2,217	7.8	医療・福祉	3,962	14.0
製造業	1,018	3.6	教育・学修支援業	1,958	6.9
情報通信業	218	0.8	複合サービス業	116	0.4
運輸業	554	2.0	サービス業	3,543	12.5
電気・ガス・熱供給・水道業	54	0.2	公務 (他に分類されないもの)	3,879	13.7
卸売・小売業	7,527	26.6	総 数	28,344	100.00
金融・保険業	424	1.5			

(資料：平成 20 年度市勢統計書)

平成 19 年工業統計調査によると、環境状態との関わりの深い製造業については、集積は見られず、従業者 4 人以上の事業所は、前年から 2 箇所増加したものの 36 箇所を数えるのみです。業種数では、「食料品製造業」が最も多く、ついで「衣服等繊維製品製造業」、「出版・印刷・同関連産業」・「プラスチック製品製造業」の順となっています。前年と比較すると、「食料品製造業」・「飲料・飼料等製造業」などが増加しています。

経年的に見ると、従業者数（599 人）、製造品出荷額（119.6 億円）とも減少傾向にあります。

● 製造業事業所数（従業者 4 人以上の事業所）



(資料：平成 20 年度市勢統計書)

(4) 交通

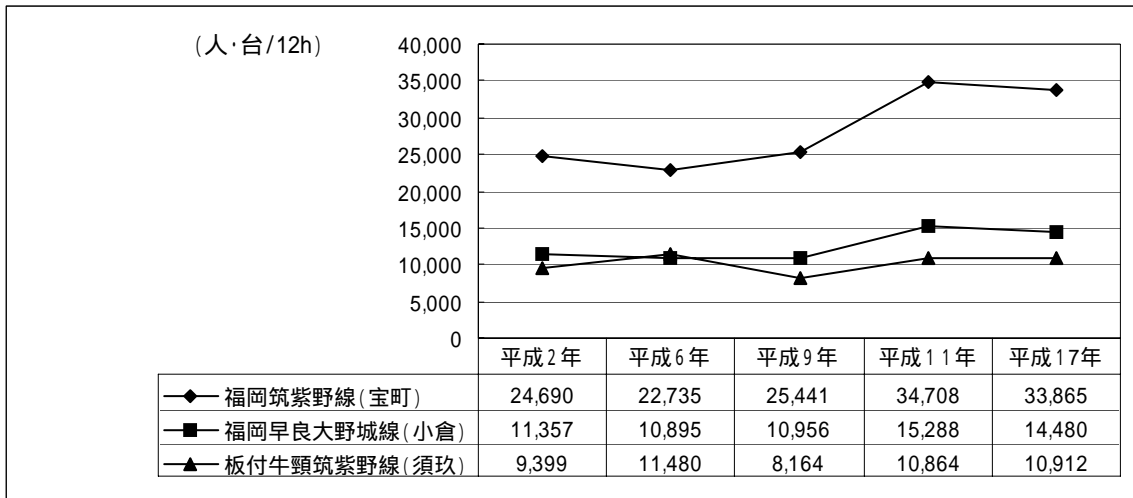
本市の道路網は、県道福岡筑紫野線等で福岡市中心部に直接連絡しているほか、国道 3 号線や九州自動車道にも比較的近い位置にあります。このため、自動車交通量は多くなっています。

鉄道は、福岡市の都心部とを 10～15 分で結ぶ西鉄天神大牟田線や J R 鹿児島本線、J R 博多南線が、市を南北に貫通しています。

バス路線は、西鉄春日原駅と井尻駅、J R 南福岡駅を主要な起終点として、西方面に広がる住宅地に向けて東西方向の路線が発達しています。

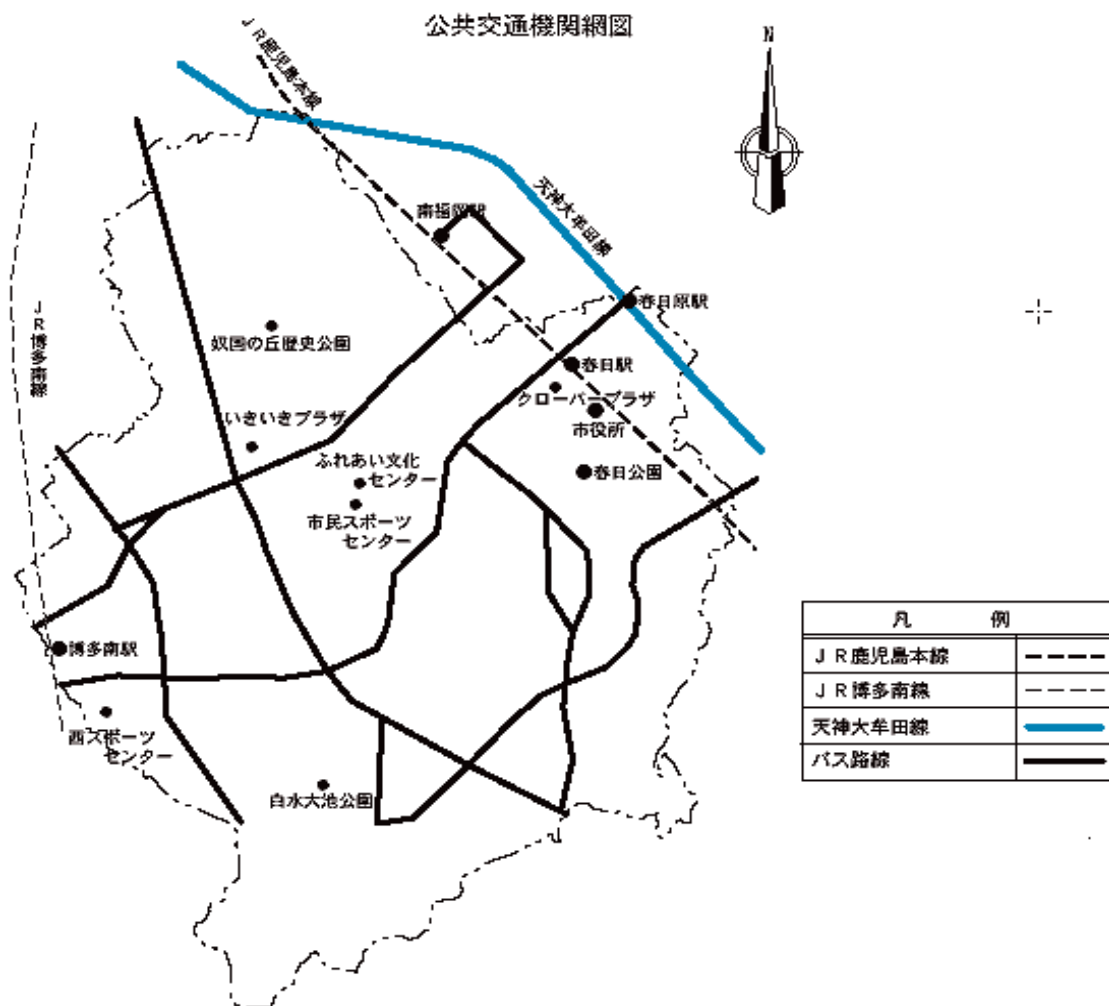
また、平成 15 年 3 月から運行を開始したコミュニティバスにより、ほぼ市内一円に公共交通網を整備することができました。

● 交通量の推移



(資料：福岡県那珂土木事務所)

公共交通機関網図



市内自動車保有車両数の推移

(3月31日現在)

年度	区分	貨物用	乗合用	乗用	特殊用	合計(台)
16		3,440	70	35,981	741	40,232
17		3,433	73	36,081	680	40,267
18		3,441	72	35,770	670	39,953
19		3,365	76	35,148	632	39,221
20		3,106	70	34,316	598	38,090

(資料：福岡運輸支局)

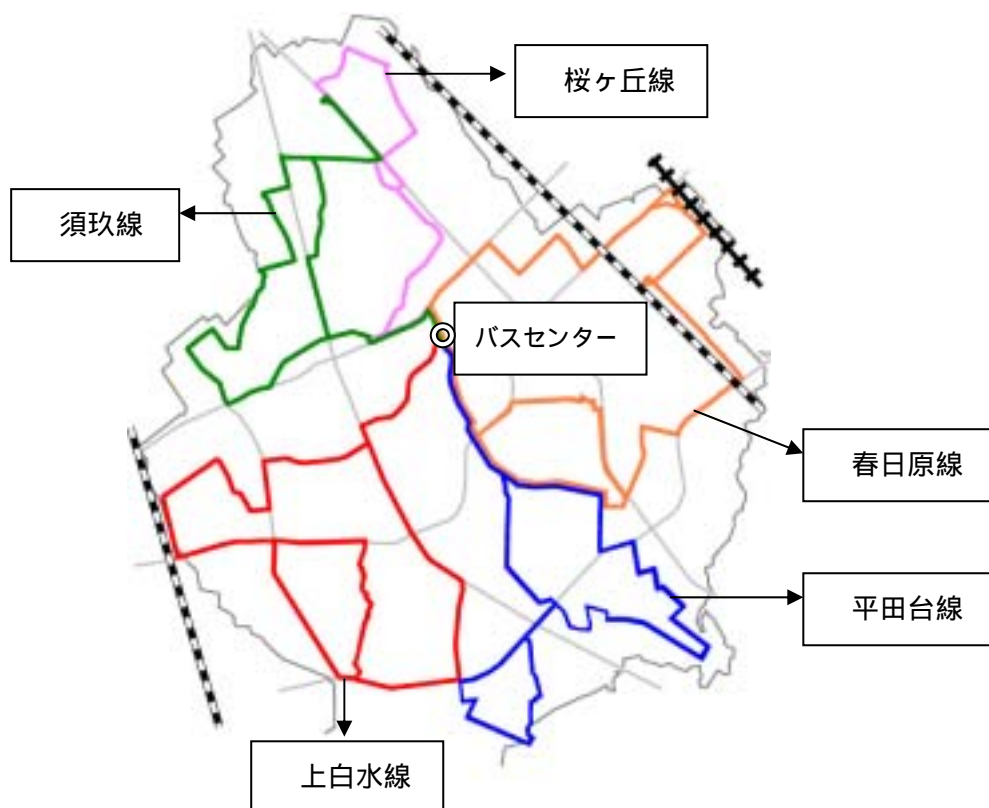
● 市内軽自動車登録台数の推移

(4月1日現在)

年度	区分	二輪小型	軽二輪	軽四輪	小型特殊	原付自転車	合計(台)
16		1,195	1,068	12,087	73	7,034	21,457
17		1,189	1,138	12,703	71	7,096	22,197
18		1,248	1,174	13,362	70	7,067	22,921
19		1,256	1,172	13,806	69	7,021	23,324
20		1,250	1,204	14,732	68	6,946	24,241

(資料：平成20年度市勢統計書)

コミュニティバス路線図



2 自然環境

(1) 自然的条件

① 地理

本市は、北緯 33 度、東経 130 度の九州北部、福岡都市圏の中央部に位置し、行政区域は 14.15 km²で東西に約 4 km、南北に約 5.3 km と、円形状の市域をなしています。市南部の背後は背振山系の樹林地、前面は福岡市の平地に通じています。

標高は、市のほぼ南端が最高で標高 174.5m、最低が桜ヶ丘地区の 12.8m で、南から北に向けてなだらかな傾斜を持つ丘陵地ですが、市の 96% は標高 100m より低いところで、丘陵地の多くは造成されて平地化しています。

② 気象

本市の過去 5 年間の年平均気温は、16.6℃ と温暖です。平成 20 年の平均気温は 16.3℃、最高気温は 35.6℃、最低気温は -3.1℃ でした。

過去 5 年間の年間降雨量は、約 900mm から 1,800mm の範囲で推移しており、平均では 1,471mm です。

平成 20 年は、1,715mm でした。

気象の状況

年	風速 (m/S)		気温 (°C)			平均湿度 (%)	降雨量 (mm)	
	平均	最大	平均	最高	最低		総量	最大日量
16	2.2	17.4	17.0	37.8	-3.5	74.5	1,576.0	275.5
17	2.4	16.0	16.3	36.5	-2.6	73.8	871.5	92.5
18	2.2	56.7	17.7	37.4	-2.7	76.1	1,797.5	124.5
19	2.1	20.6	15.9	34.6	-4.2	69.5	1,390.0	118.5
20	2.0	21.1	16.3	35.6	-3.1	73.2	1,715.0	105.5

(資料：春日・大野城・那珂川消防本部)

※ 平成 18 年の気温と湿度については、1~10 月までのデータ

(2) 自然環境の現状

① 植生

春日市内は、気候的には寒暖の差が比較的少なく温暖で、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林帯）のシイ林が成立します。

しかし、都市化により、自然性の高い植分は、社寺林や溜池周囲、市南部の山林に僅かに分布するに過ぎません。

市内に残された植生は、常緑広葉樹自然林、常緑広葉樹二次林、夏緑広葉樹二次林、アカマツ林、竹林、スギ・ヒノキ人工林、二次草原、河辺・池畦植生、人工緑地（植栽樹群）、人工芝（芝生等）、畑地、水田などです。

この中で、常緑広葉樹自然林は、春日の森特別緑地保全地区に残されています。常緑広葉樹二次林は、天神山水城跡、大土居水城跡などで、夏緑広葉樹林は、市南部の山林や溜池の周囲で、アカマツ林は白水大池公園や大牟田池周辺で植生が確認されています。

② 動物

ア ほ乳類

平成 15 年度の調査においては、アブラコウモリ、ノウサギが確認されましたが、ネズミ類はもちろん、タヌキ、チョウセンイタチ、イノシシも生息している可能性があります。

イ 鳥類

市内の鳥類相は、留鳥が多く、スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ヒヨドリ、シジュウカラ、ハクセキレイ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、カルガモが年間を通じて生息しています。

渡り鳥では、ツグミ、ジョウビタキやマガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロなどのカモ類が確認されています。

貴重種では、ミサゴ、カササギが、その他ではカワセミが各地で確認されています。

ウ は虫類・両生類

平成 15 年度の調査においては、は虫類では、アカミミガメ、カナヘビ、シマヘビが、両生類では、アマガエル、ヌマガエル、ウシガエルの生息が確認されています。

エ 昆虫類

平成 15 年度の調査においては、クロイトトンボ、オンブバッタ、クマゼミ、モンシロチョウなど 12 目 61 科 145 種が確認されています。

オ 魚類・底生動物

平成 15 年度の調査において確認された魚類は、コイ、ナマズ、メダカ、カワヨシノボリなど 4 目 6 科 14 種です。

底生動物では、スジエビ、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ、カワニナ、マシジミ、サカマキガイなどが確認されています。

3 環境質

(1) 大気質

本市では、一般環境大気測定局はありませんが、福岡市の南部工場の稼動に伴い、同工場周辺の大気の状態を把握し、地域の生活環境保全に資するために、昭和55年から（塚原台地区は平成12年から）毎年調査を実施しています。

平成20年度の大気汚染状況については、10月10日から10月16日（7日間）にかけて、4地点で調査を実施しました。調査期間中の結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、及び塩化水素とも、全て環境基準を達成しています。経年変化でも、大きな変動はなく、環境基準を達成しています。（資料編参照）

また、社会的関心が高いダイオキシン類についても、南部工場設置者（福岡市）及び春日大野城リサイクルプラザ設置者（春日大野城衛生施設組合）が測定を行っています。

測定結果については、稼動から引続き法規制値を下回っています（水質調査を含む）。

● 大気測定調査地点及び測定項目

調査地点	測定項目	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	塩化水素
惣利地区（惣利公民館横広場）		○	○	○	○
松ヶ丘地区（松ヶ丘公民館横広場）		○	○	○	○
白水池地区（白水大池公園北駐車場）		○	○	○	○
塚原台地区（塚原台集会所）		○	○	○	○



● 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。
塩化水素	環境基準は定められていないが、環境目標値（1時間値が0.02ppm以下）が設定されている。

(備考) ppm：濃度を表す単位で、1ppmは100万分の1。

① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、呼吸器疾患などや酸性雨の原因物質となるものです。

● 環境基準との比較 (二酸化硫黄)

調査地点	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
惣利地区	7	168	0.009	0.006	0	0
松ヶ丘地区	7	168	0.008	0.005	0	0
白水池地区	7	168	0.013	0.006	0	0
塚原台地区	7	168	0.010	0.007	0	0
環境基準値			≤0.1	≤0.04		

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸化されたもので、発生源としては、工場のボイラーや自動車などであり、酸性雨や光化学大気汚染の原因となるだけでなく、高濃度下で呼吸器に好ましくない影響をあたえます。

● 環境基準との比較（二酸化窒素）

調査地点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 最高値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
惣利地区	7	168	0.043	0.022	0
松ヶ丘地区	7	168	0.042	0.017	0
白水池地区	7	168	0.038	0.015	0
塚原台地区	7	168	0.043	0.019	0
環境基準値				≤0.04	

③ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒径が10 μ m（マイクロメートル、1 μ mは0.001mm）以下の粒子状物質のことで、大気中に長時間滞在し、肺や器官などに沈着して高濃度で呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスなど人為的に発生するものと、土ぼこりや海水の飛沫など自然的に発生するものがあります。

● 環境基準との比較（浮遊粒子状物質）

調査地点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の最高値 (mg/m ³)	1時間値が0.2mg/ m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.1mg/ m ³ を超えた日数 (日)
惣利地区	7	168	0.067	0.048	0	0
松ヶ丘地区	7	168	0.117	0.035	0	0
白水池地区	7	168	0.054	0.038	0	0
塚原台地区	7	168	0.072	0.052	0	0
環境基準値			≤0.2	≤0.1		

④ 塩化水素（HCL）

塩化水素は、常温、常圧において無色刺激性を有する気体で、人工的には塩化物や塩素を含むものの燃焼が大気への塩化水素ガスの発生源であり、塩化ビニル樹脂の焼却、火災の際にも多量に発生します。天然の発生源としては、大気中に浮遊する海水の塩分粒子が二酸化窒素や硫酸ミストと反応して塩化水素ガスを発生させます。

塩化水素ガスは、強力な刺激物質であり、高濃度で鼻や上部気道の粘膜を腐食し、ただれや潰瘍を生じさせるほか、眼粘膜にも刺激を与え、角膜の混濁をまねきます。

● 環境目標との比較（塩化水素）

調査地点	有効 測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値の 最高値 (ppm)	1時間値が0.02ppmを超えた時間数 (時間)
惣利地区	7	168	—	—	0
松ヶ丘地区	7	168	0.006	—	0
白水池地区	7	168	—	—	0
塚原台地区	7	168	—	—	0
環境目標値			≤0.02		

（備考）1時間値及び日平均値の最高値については、1時間値が定量下限値（0.004 ppm）未満であるため、「—」とした。

⑤ 降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中に浮かんでいられずに落下するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

平成20年度も、春日南小学校で年間を通して測定を行いました。平均値は、1.83でした。なお、福岡市の吉塚局の平成19年度の平均値は、3.3でした。

● 降下ばいじん測定結果（平成20年度）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
降下ばいじん(ton/km ² /月)総量	1.03	1.91	1.66	1.84	2.08	1.06
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
降下ばいじん(ton/km ² /月)総量	0.75	2.16	2.39	3.17	2.16	1.75

（備考）降下ばいじんには、環境基準の設定はありません。

⑥ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたり化学物質製造の過程などで自然に発生する有害な化学物質で、人に対する発がん性や催奇形性が疑われています。このため、排出抑制が必要な物質に指定され、規制の強化が図られています。

● ダイオキシン類測定結果（平成 20 年度）

（資料：福岡市、春日大野城衛生施設組合）

調査地点		項目	測定結果	法規制値
福岡市南部工場	1号炉	排ガス	0.00010ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
		ばいじん	0.26ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.00097ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	2号炉	排ガス	0.000082ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
		ばいじん	0.24ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.0036ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	放流水	1.0pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	
春日大野城リサイクルプラザ	処理水	0.046pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	
	浸透水	0.024pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	
	周辺地下水	0.031pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	

（備考）単位 ①ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

②pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

③TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として毒性等価換算数（TEF）で換算した量

④m³N（立方メートルノルマル）：気体の0℃、1気圧における体積

(2) 水の質

水質については、公共用水域（河川、湖沼）の環境基準と地下水の環境基準が定められています。本市では、環境基準値を目標として、地下水や溜池の調査を行い、水質の状態を監視しています。

① 地下水

地下水の保全を通して、市民の健康を守るため、平成20年度は、13箇所の井戸水検査（29項目）を実施しました。

検査結果は、5箇所の井戸で水質基準の不適合がありました。項目では、一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、鉄、色度、濁度の6項目でした。

② 溜池

本市には、現在20の溜池があり、かんがい用水の供給や洪水調整など地域住民の生活基盤としてその役割を果たしています。また、自然の少ない本市にとって、溜池は市民に潤いと安らぎを与える場所としての役割を担っています。

近年、本市南部の東浦・西浦の開発に伴い汚水等の流入が懸念されることから、平成9年度以降毎年、中原大池の水質調査（3地点：道路横表流水、中原大池入口及び出口）

を行っています。平成 20 年度は、11 月 19 日に調査を行いました。

水質については、全窒素が表流水で環境基準を超え、また pH（水素イオン濃度）と電気伝導率が農業用水基準をそれぞれ超過しましたが、その他の項目は基準値に適合しました。

● 中原大池の水質調査結果（平成 20 年度）

調査項目	単位	表流水	入口	出口	農業用水基準	環境基準 (湖沼B類型)
pH(水素イオン濃度)	—	<u>8.1</u>	<u>7.9</u>	<u>7.8</u>	6.0～7.5	6.5～8.5
化学的酸素要求量	mg/l	5.1	6.5	6.3	6.0 以下	5.0 以下
溶存酸素	mg/l	9.8	9.2	7.0	5.0 以上	5.0 以上
浮遊物質	mg/l	30	21	28	100 以下	15 以下
大腸菌群数	MPN/100ml	330	330	1400	—	—
全窒素	mg/l	<u>1.5</u>	0.4	0.4	1.0 以下	1.0 以下
全リン	mg/l	0.03	0.05	0.05	—	0.1 以下
生物化学的酸素要求量	mg/l	1.6	6.5	2.1	—	—
銅	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.02 以下	—
亜鉛	mg/l	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.5 以下	0.03 以下
砒素	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.01 以下
電気伝導率	μS/cm	<u>700</u>	<u>600</u>	<u>650</u>	300	—

(3) 音環境

騒音は、身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関からの騒音、飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭から発生する騒音などさまざま、平成 20 年度は 13 件の苦情がありました。

騒音に関する環境基準は、道路に面する地域の環境基準、それ以外の地域の環境基準、航空機騒音に関する環境基準、新幹線鉄道騒音に関する環境基準が定められています。

① 道路交通騒音

市内の道路交通騒音の状況を把握するため、昭和 62 年度から毎年定期的に調査を行っており、平成 20 年度は 2 地点で測定を実施しました。

測定の結果は、2 地点とも基準値を下回りました。

● 道路交通騒音の測定結果表

(平成 20 年 10 月 29 日・30 日実施)

地点 番号	測定場所	道路名称	地域 区分	測定結果 (dB)		環境基準 (dB)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	原町 3 丁目 (春日公園入口付近)	県道福岡筑紫野線	幹線	68	64	70	65
2	天神山 1 丁目 (天神山小入口付近)	市道一級一号路線	幹線	66	61	70	65

(備考) 地域区分の「幹線」: 幹線交通を担う道路に面した地域をいいます。

昼間: 6 時~22 時、夜間: 22 時~翌日 6 時

② 航空機騒音

春日市は、福岡空港 (年間離着陸約 13.5 万回) の進入路に当たっています。

平成 20 年度においては、市独自で 2 箇所測定を行いました。結果は、基準値内でした。

なお、福岡県においても毎年定期的に定点測定 (春日高等学校) を行っており、結果は、基準値内でした。

● 航空機騒音測定結果

(資料: 福岡県)

測定地点	測定期間	地域類型	測定結果	環境基準	機関
春日公園 5-17 (春日高校)	H21. 1. 30~H21. 2. 5	I	70WECPNL	70WECPNL	県
下白水南 4-134 (春日西小)	H21. 1. 30~H21. 2. 5	I	63WECPNL	70WECPNL	市
紅葉ヶ丘西 4-1-1 (紅葉ヶ丘公民館)	H21. 1. 30~H21. 2. 5	I	65WECPNL	70WECPNL	市

(備考) 地域類型 I : 都市計画法に基づく用途地域が、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域である地域です。

WECPNL 値: 航空騒音のうるさを表す指標として国際的に広く用いられているもので、航空機 1 機ごとの騒音レベルだけでなく、機数や騒音発生時間帯などを加味した航空騒音に係る単位です。

4 資源の利用と消費

本市では、温室効果ガスの増加による地球温暖化がもたらす多大な影響を考慮し、地域レベルからの取組として、資源・エネルギー利用効率の高いまちづくり、省エネルギー型の生活習慣や事業活動の定着を目指しています。

このようなまちづくりを実現するため、平成16年12月に、『春日市省エネルギー・地球温暖化対策推進計画』を策定しました。計画期間を、平成17年度から平成22年度とし、産業部門の比率が極端に小さく、民生部門と運輸部門の比率が高いという本市のエネルギー使用の特徴を勘案し、次の3つの目標を掲げました。

- ①各家庭における電力・ガスの利用に伴うCO₂排出量を約9%削減する。(対15年度)
- ②可燃ごみ焼却に伴うCO₂排出量を約3%削減する。(対14年度)
- ③自家用車1台あたりのCO₂排出量を約1%削減する。(対15年度)

なお、産業部門については、「エネルギー使用の合理化に関する法律」に規定する毎年1%の削減目標値を採用しました。

この推進計画により、計画最終年度である平成22年度における民生、運輸及び産業部門の目標が達成された場合の市全体のCO₂削減量は、対15年度比で5.4%の削減となります。

(1) エネルギー使用等の推計

本市におけるエネルギー使用及び温室効果ガス排出の状況は、次のとおり推計されました。

● 春日市の部門別エネルギー使用量の推計（平成17年度）

		エネルギー使用量 (GJ)	灯油ドラム缶換算 (200ℓ／本)	構成比 (%)
合 計		4,713,645	642,186	100.0
産業部門		876,555	119,422	18.6
	農林水産業	13,084	1,783	0.3
	建設業・鉱業	262,724	35,793	5.6
	製造業	600,747	81,846	12.7
民生部門		3,151,489	429,358	66.9
	家庭	1,948,350	265,443	41.4
	業務他	1,203,139	163,915	25.5
運輸部門		685,601	93,406	14.5
	自家用自動車	685,601	93,406	14.5

(備考) GJ(ギガジュール)：10億ジュール、J(ジュール)：エネルギー(熱量・仕事)の単位

● 部門別のCO₂排出量の推計（平成17年度）

		CO ₂ 排出量(千t-CO ₂)	比率(%)
合計		371.4	100.0
産業部門		73.1	19.7
	農林水産業	0.9	0.3
	建設業・鉱業	19.5	5.3
	製造業	52.7	14.1
民生部門		252.3	67.9
	家庭	158.2	42.6
	業務他	94.1	25.3
運輸部門		46.0	12.4
	自家用自動車	46.0	12.4

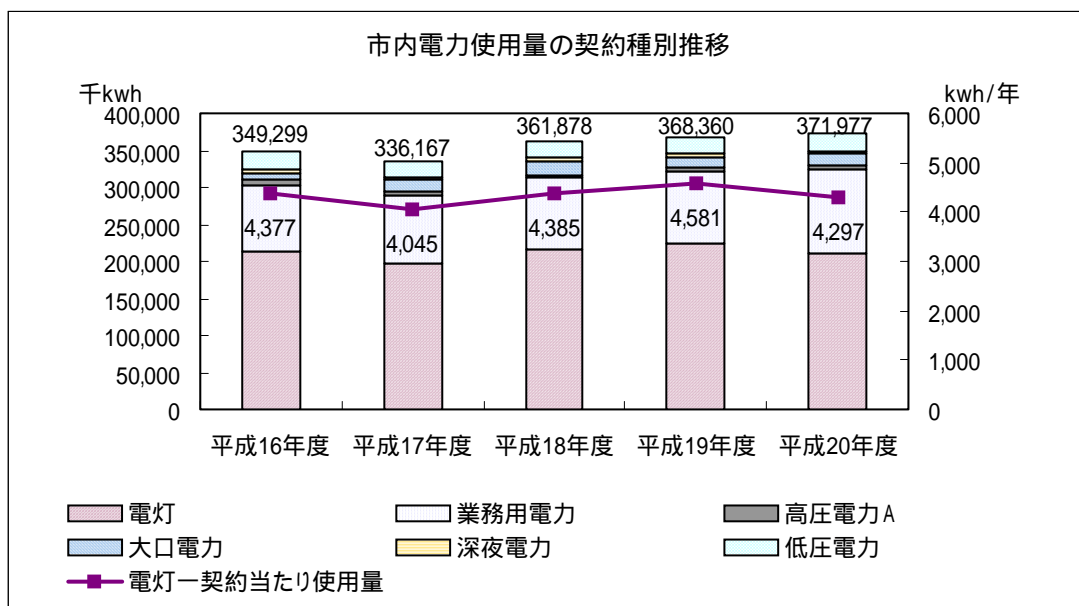
(注) この推計は、環境省地球環境局編「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」（平成19年3月）に掲載の算定法に基づいて行ったものです。

「春日市省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」策定時における本市のエネルギー使用量及び温室効果ガスの推計等については、資料編を参照。

(2) エネルギー使用の推移

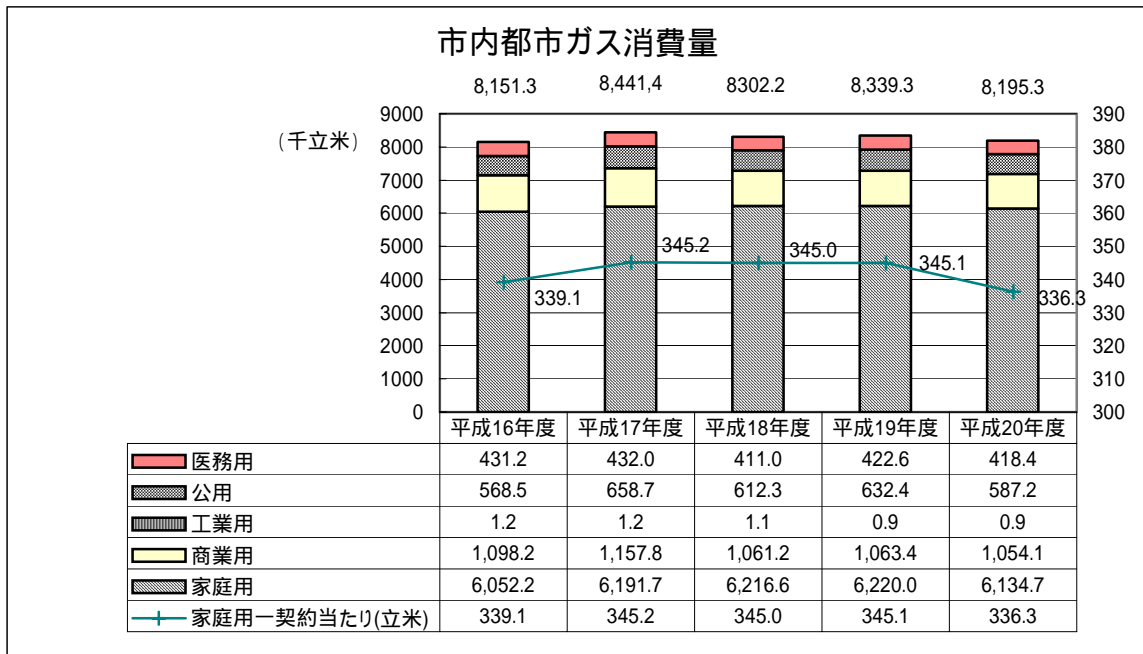
市全体のエネルギー消費量では、電力使用量は増加、都市ガス消費量、LPガス消費量は横ばいの状況にあります。市全体としては、エネルギー消費量は増加傾向にあり、省エネルギーがなかなか進んでいない状況です。

市内電力使用量の推移



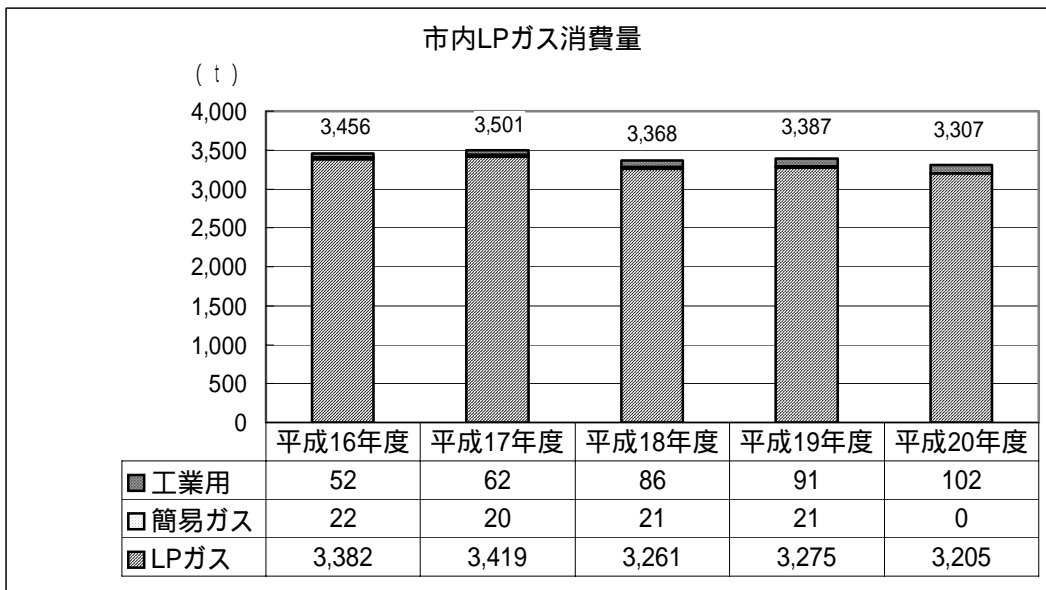
(資料：九州電力株式会社 福岡南営業所)

● 市内都市ガス消費量の推移



(資料：西部ガス株式会社)

● 市内LPガス消費量の推移



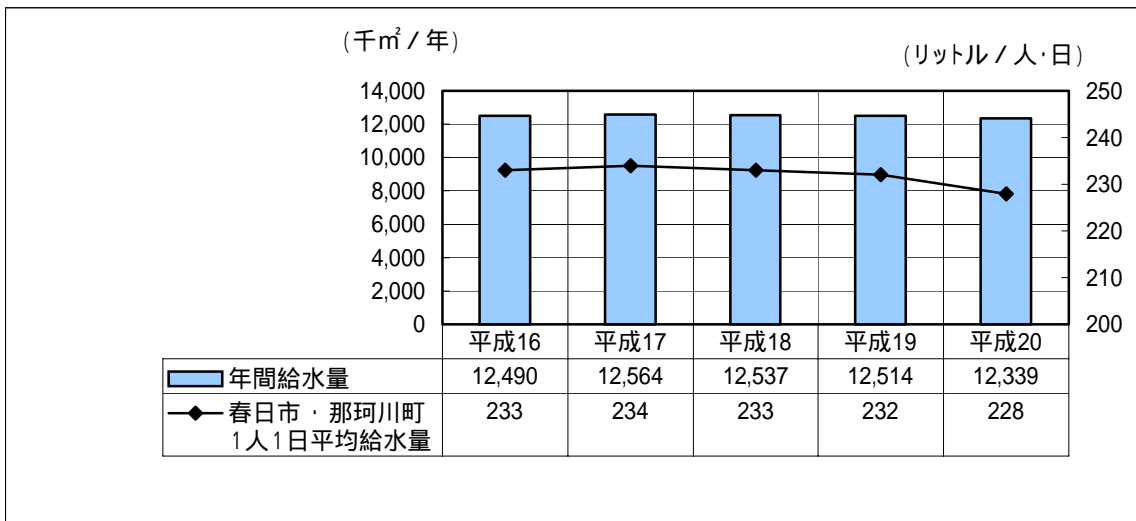
(資料：福岡県LPガス協会)

(3) 水利用

春日市の上水道普及率は、平成20年度末現在99.22%で、ほぼ全戸にいきわたっています。

上水道の年間給水量及び1人1日当たり平均給水量は、近年は減少傾向にあります。

上水道利用状況



(資料：春日那珂川水道企業団)

(4) 廃棄物とリサイクル

本市では、ごみの発生をできるだけ少なくするような生活や事業活動を行い、たとえ不要となった物でも可能な限り資源として循環利用ができるまちづくりを進めています。

このようなまちづくりを実現するため、平成17年1月に、『春日市循環型都市づくり行動計画』を策定しました。この計画では平成27年度を目標年度として、平成14年度の数値に対して、次の3つの目標を掲げました。

- ① 廃棄物の要処理量を15%（一人1日当たり約100g）減少させる。
- ② リサイクル率を14.74%から30%にする。
- ③ 最終処分率を14.45%から12%にする。

この目標を達成するために、次の4つの施策を掲げました。

- ・ごみ減量・リサイクルに関する環境教育、普及・啓発活動の充実
- ・ポイ捨て防止等の体制づくり、管理者責任の明確化、ごみの有料化や事業系ごみ対策
- ・資源やエネルギーの浪費、ごみとして処理しない、させないしくみづくり
- ・国、県への要望、広域連携による施設基盤整備、ソフト事業の展開、各主体の情報の共有化

また、特に市民が重点的に取り組んでいただくものとして、

- ① 古紙等の集団回収の推進による1世帯当たり年間150kgの回収量の確保
- ② 生ごみの水切りの徹底と堆肥化の推進による減量（一人1日当たり約17.6g）
- ③ 分別の徹底

を掲げています。

① 一般廃棄物

本市のごみ処理総量の推移は、平成 17 年度までは横ばい状態でしたが、平成 20 年度は平成 18 年 4 月からの家庭系ごみ処理手数料の有料化などで平成 17 年度比で 14.5%の減少、前年度比でも 3.6%減少しています。

また 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、765 g となりました。なお、福岡県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、1,114 g（平成 19 年度）です。

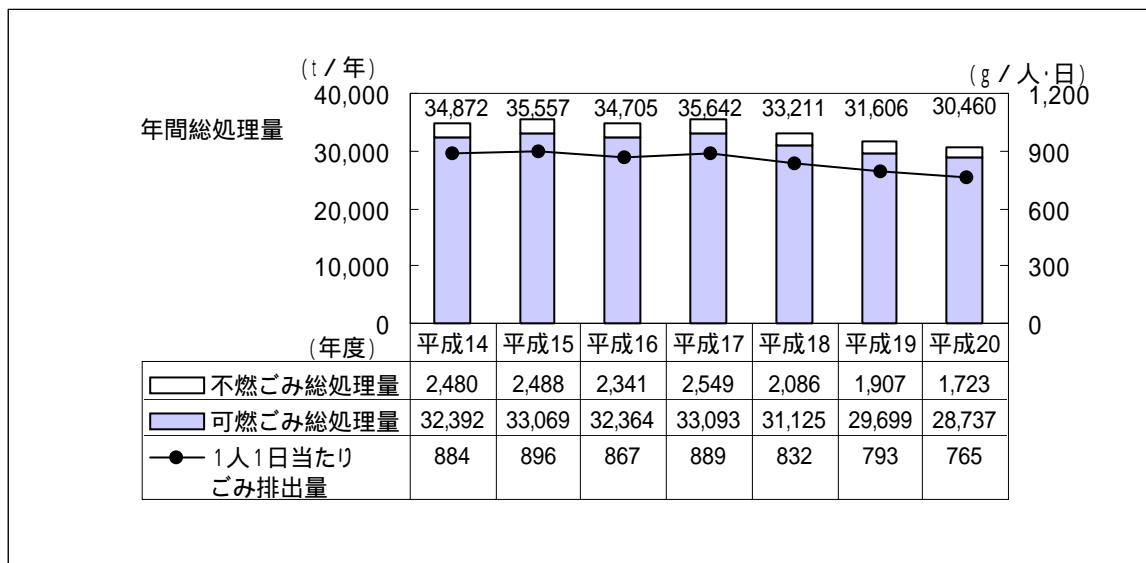
家庭系ごみについては、可燃ごみ、不燃ごみ（びん・カン、陶器・金属類）、粗大ごみ、有害ごみ、ペットボトル・白色トレイ及び緑のリサイクルの 7 分別収集を行っています。

事業系ごみについては、自己搬入（可燃ごみは福岡市南部工場、不燃ごみは春日大野城リサイクルプラザ）若しくは許可業者収集となっています。

収集したごみの処分は、可燃性のものは福岡市に委託し、福岡市南部工場で焼却後、残さは糟屋郡久山町にある東部埋立場に埋立て、不燃性のものは、春日大野城リサイクルプラザで選別、再資源化後、残さを同プラザ隣接の埋立地で最終処分しています。

平成 20 年度の最終処分率（埋立処理量÷ごみ処理量×100）は、14.32%となっています。

● ごみ処理量の推移



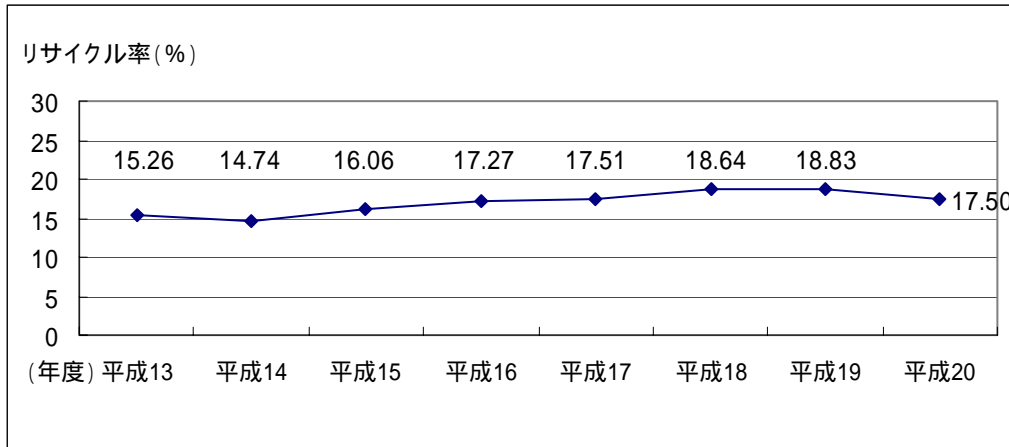
② リサイクル

本市の一般廃棄物のリサイクル率は、古紙等集団回収量の増加などにより平成 20 年度は 17.50%となっています。なお、福岡県の平均は、22.5%（平成 18 年度）です。

平成 14 年度からは、緑のリサイクル事業として、一般家庭から出るせん定枝葉等を回収し、これをチップ化機械で破碎し、土壌改良材や雑草抑止材として利用する事業を始めました。平成 18 年度は約 198 トン、平成 19 年度は約 211 トン、平成 20 年度は約 224 トンを破碎処理し、可燃ごみの削減につながりました。

また、破碎チップは、生ごみ堆肥化の手法の一つであるダンボールコンポストの基材としての利活用についても研究しています。

一般廃棄物リサイクル率の推移



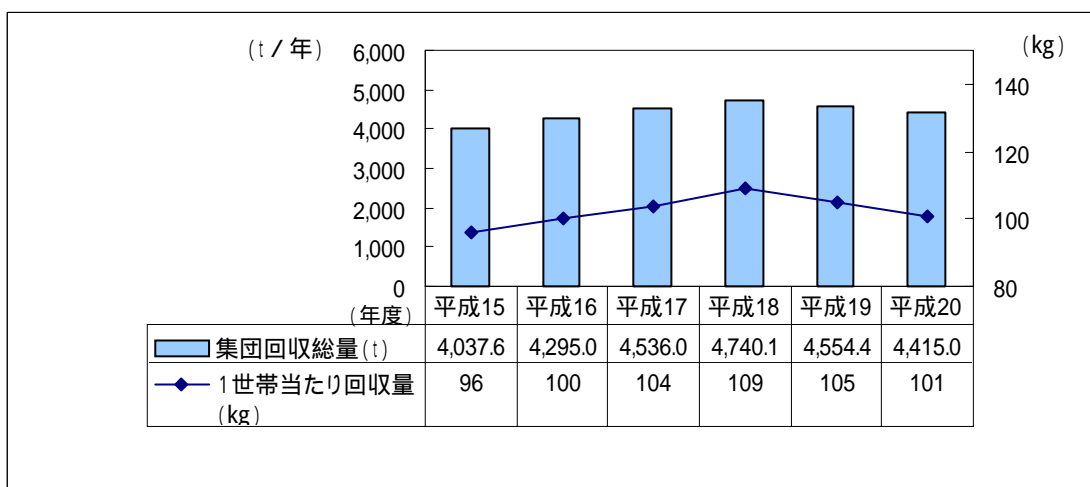
$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{古紙等回収量} + \text{リサイクルプラザでの回収量}}{\text{南部工場、リサイクルプラザ搬入量} + \text{古紙等回収量}}$$

③ 古紙等集団回収

本市では、昭和 63 年から古紙等の集団回収に助成する制度を始め、ごみの減量とリサイクルの推進を行っています。また、平成 18 年度からは古紙等回収団体に対する回収倉庫の設置費補助制度を始め、平成 20 年度は 8 団体に設置費補助を行いました。

また平成 20 年度は、106 団体により 4,415 トンの古紙等が回収され、1 世帯当たりでは 101 kg の回収量になりました。平成 27 年度までに、1 世帯当たり 150 kg の回収量を目標としています。

● 古紙等集団回収実績



④ 事業系古紙回収事業

事業所から出される廃棄物の減量とリサイクルを推進するため、平成 15 年 8 月から事業系古紙回収事業を始めました。

この事業は、事業所と本市のごみ収集・運搬許可業者との契約により、ダンボール、新聞、雑誌等の回収を行うものです。

平成 18 年度は 769.06 トン、平成 19 年度は 768.63 トン、平成 20 年度は 642.07 トンの回収量となりました。

5 都市生活の快適性

(1) 都市基盤施設

本市の下水道の面整備率は平成 10 年度末に 100%を達成し、上水道についても 99%を超える整備率となっています。

交通環境の改善については、平成 13 年 8 月に J R 鹿児島本線の千歳踏切のオーバーパス（立体交差）化が、平成 15 年 3 月には J R 春日駅の橋上化が完了しました。

また、平成 16 年 2 月には、西鉄天神大牟田線の春日原・下大利間（春日市域分は、560 m）の連続立体交差の事業認可を取得しました。

(2) 歴史・文化

本市は、奴国の遺跡をはじめ、日本の歴史・文化を解明する上で欠かすことのできない重要な文化財が数多く存在しています。特に「須玖岡本遺跡」は学術的にも有名です。

● 文化財指定の状況

指定機関	区 分	文化財の名称	所 在 地
国	有形文化財	重要文化財・銅銚鎔范	奴国の丘歴史資料館
	史跡・名勝	特別史跡・水城跡	昇町 7 丁目 53 番外 天神山 1 丁目 128 番外
		史跡・日拝塚古墳	下白水南 6 丁目 208 番外
		史跡・須玖岡本遺跡	岡本 6 丁目 12 番外
	無形民俗文化財	春日の婿押し	春日神社（春日地区）
県	有形民俗文化財	博多人形祖型	紅葉ヶ丘東 8 丁目
	天然記念物	春日の杜（樟）	春日神社境内
		住吉神社のナギの杜	住吉神社境内
		春日神社のセンリョウ叢林	春日神社境内
史跡・名勝	ウトグチ瓦窯跡	白水ヶ丘 1 丁目 4 番内	

市	有形文化財	王墓の上石	奴国の丘歴史公園内
		須玖岡本遺跡D地点出土銅鏡	奴国の丘歴史資料館
		銅矛	奴国の丘歴史資料館
		銅剣	奴国の丘歴史資料館
		金製垂飾付耳飾	奴国の丘歴史資料館
		漢式鍬	奴国の丘歴史資料館
		後漢鏡（方格規矩四神鏡、内行 花文鏡）	奴国の丘歴史資料館
		戦国式銅剣	奴国の丘歴史資料館
		後漢鏡	奴国の丘歴史資料館
		鉄矛	奴国の丘歴史資料館
		有形民俗文化財	土製狛犬
	天然記念物	オオバヤドリギ	熊野神社境内
		えんじゅ	春日小学校校庭
	史跡・名勝	赤井手古墳	弥生7丁目67番外
		竹ヶ本古墳	弥生6丁目2番
		下白水大塚古墳	下白水北5丁目98番外
原遺跡		上白水1111番3外	

(資料：平成20年度市勢統計書)

(3) 身近な自然

① みどり

平成12年度に市民の幅広い意見を集約して策定した『春日市緑の基本計画』に基づき、緑や空間の保全・創造を図るため、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定、公共公益施設や民有地の緑化を進めています。

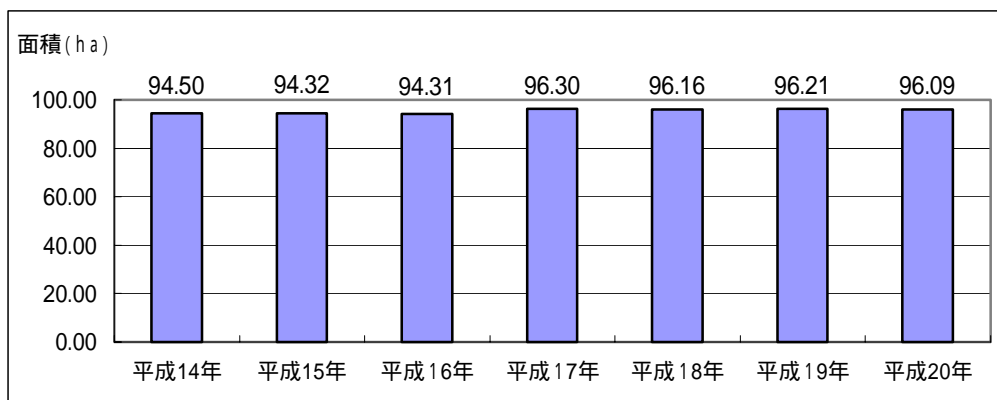
● 都市公園等の状況

(平成20年4月1日現在)

区分	総数	児童遊園	住区基幹公園		都市基幹公園	特殊公園	緑道	都市緑地	特別緑地保全地区
			街区	近隣	総合	風致			
箇所	191	64	54	2	2	1	2	64	2
面積(ha)	96.09	3.27	13.79	2.29	63.36	4.35	1.15	4.10	3.78

(資料：平成20年度市勢統計書)

● 都市公園等の面積の推移



(資料：平成 20 年度市勢統計書)

② 水辺

本市の水辺の代表的なものとして、20 箇所（水面 52.2ha）の溜池があります。

その中でも、かつて筑前三大池の筆頭に数えられた白水池は公園として数々の設備が整い、市民の憩いの場となっています。

しかし、安全性の面などから水面に近づけない溜池も多くあります。

市内には、御笠川水系の牛頸川（二級河川）と諸岡川（準用河川）の 2 つの河川と那珂川水系の川久保川（雨水幹線）があります。

諸岡川河畔には白水大池公園周辺から日の出ふれあい公園に至る親水緑道が部分的に整備されています。

(4) 景観

本市では、良好な都市景観づくりとして、サイン計画事業、シンボルロード整備事業を終え、電線の地中化事業の部分的な実施を行っています。

平成 15 年度には、「春日市地区街づくり条例」を制定し、地域での景観づくりを推進しています。

(5) 安全性

本市は、市民が安心して暮らせる安全な都市づくりを目指すため、「春日市地域防災計画」を策定し、防災体制の確立を進めています。また、地域では、自治会（35 地区）ごとに自主防災組織（平成 17 年度末で組織率は、100%）ができており、災害時の初動体制の整備が進んでいます。

防犯面では、平成 14 年度に 3 番目の交番（春日南交番）が設置され、防犯体制が強化されました。

平成 16 年度には、筑紫野署管内で取り組む「ついで隊事業」や平成 18 年度からは「総合情報メール配信事業」を始めるなど、安全・安心の環境整備を行っています。

第2章 環境教育・学習の推進の状況（行政関係）

平成20年度においては、環境保全意識等の向上のため、次のような環境教育・啓発の取り組みを行いました。

1 ごみ処理施設視察研修

市民の環境学習の一環として、地区毎に参加者の募集を行い、ごみ処理施設（福岡市南部工場・臨海工場、春日大野城リサイクルプラザなど）の視察研修を実施し、ごみ減量・リサイクル意識の向上を推進しました。4地区で実施され、延べ109人の参加がありました。

実施状況

実施地区	実施日	実施地区	実施日
春日公園	5月12日	昇町	7月25日
紅葉ヶ丘	6月27日	日の出町	2月24日

2 水辺教室

市内の身近な河川である牛頸川で、市内在住の親子を対象に、水生生物の採取や水質検査を通して水辺環境を観察しました。親子でその観察結果をまとめ、子どもたちの夏休みの自由研究の題材ともなりました。水環境保全の重要性への気づきを促すとともに、親子のふれあい、参加者同士の交流などが図られました。

7月27日（土）実施：公募参加者40人

3 環境フェア

市民への環境啓発のため、平成13年度から毎年実施しています。平成20年度は、第8回目となり、「明日のエコでは遅すぎる」をテーマに開催しました。こどもエコクラブサポーターの会による味噌づくり体験やだご汁の販売、生活学校による廃油石鹸づくり、大木町の野菜販売、春日ダンボールコンポストの会による講習会、地球温暖化防止活動推進員による啓発、環境保全活動事業補助交付団体や小中学校・保育所の環境保全活動の紹介、企業による講習会・パネル展示など、20団体の出展がありました。

10月19日（日）市役所ロビーで開催、来場者約1,100人

4 野鳥観察会

市民の身近な公園である白水大池公園で、渡り鳥など野鳥の観察会を開催しました。身近にある自然に触れるきっかけをつくり、自然との向き合い方などを学びました。

1月10日（土）白水大池公園で開催、公募参加者23人

5 出前講座

職員等が市民の自主的な学習会、小学校などの環境学習に出席し、地球温暖化やごみ問題等について話しをし、環境保全の重要性を啓発しました。

平成 20 年度は、19 回開催し延べ 1,986 人の参加となりました。

実施状況

実施日	場 所	対 象 者	テ ー マ	参加者
5 月 2 日	春日西小学校	春日西小学校 2 年生	生ごみ処理機の説明	134 人
5 月 19 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	ごみの現状、3 R	92 人
5 月 20 日	市民農園	ダンボの会	ごみの現状、3 R	20 人
5 月 21 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	ダンボールコンポスト	92 人
6 月 4 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	コンポスト診断	92 人
6 月 7 日	昇町保育所	昇町保育所保護者	地球温暖化	56 人
6 月 12 日	日の出小学校	日の出小学校 4 年生	ごみの現状、3 R	60 人
6 月 13 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	コンポスト診断	92 人
6 月 19 日	天神山小学校	天神山小学校 6 年生	微生物観察	92 人
6 月 20 日	春日小学校	春日小学校 4 年生	紙の分別、リサイクル	162 人
6 月 20 日	クローバープラザ	各部署職員	紙の分別、リサイクル	19 人
6 月 26 日	天神山小学校	天神山小学校 P T A	ダンボールコンポスト	22 人
6 月 27 日	自衛隊病院	自衛隊病院職員	事業所、家庭ごみの減量	40 人
6 月 28 日	小倉東公民館	小倉東地区住民	ごみの分別、3 R	20 人
7 月 18 日	ふれあい文化センター	春日をみつめよう学級	地球温暖化	25 人
8 月 20 日	須玖保育所	須玖保育所園児	食べ残し、地球温暖化等	60 人
9 月 2 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	菜園講習	92 人
9 月 6 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	菜園講習	92 人
9 月 8 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	菜園講習	92 人
9 月 8 日	春日西小学校	春日西小学校 2 年生	植栽講習	134 人
9 月 17 日	白水小学校	白水小学校 4 年生	ごみの現状、3 R	90 人
9 月 22 日	天神山小学校	天神山小学校 4 年生	菜園講習	92 人
9 月 29 日	春日原小学校	春日原小学校 4 年生	ごみの現状、3 R	100 人
10 月 8 日	白水小学校	白水小学校 4 年生	ダンボールコンポスト	90 人
10 月 21 日	クローバープラザ	筑紫政経塾	地球温暖化	8 人
12 月 13 日	日の出町公民館	隣組長	ごみ減量の現状	40 人
2 月 10 日	下白水南公民館	下白水南地区老人会	ごみの分別、ごみの現状、3 R	48 人
3 月 24 日	大和保育所	大和保育所園児	ごみの分別、3 R	30 人

6 環境講座

春日まちづくり支援センター（ぶどうの庭）と共催で年間6回の環境講座『快適！環境生活のススメ』を開催し、市内在住の環境活動者の活用を図るとともに、受講者が環境に関心を持ち行動を始めるきっかけづくりの場、仲間づくりの場の提供をしました。

開催状況

開催日	講座内容	受講者数
5月12日(月)	開講式、我が家の省エネ大作戦(環境家計簿を使おう) ~地球もフトコロもうれしい~	6人
7月7日(月)	アクリルたわし作り ~洗剤入らずで食器がピカピカ~	10人
9月1日(月)	マイ箸作り ~お箸が森林を救う~	13人
11月10日(月)	ふろしき包み ~昔の知恵は偉大です~	11人
1月19日(月)	エコクッキング ~元気でおいしい自然の恵みいただきます~	8人
3月2日(月)	プランターの土再生 ~1回使って捨てていませんか?~、閉講式	7人

7 こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、地域の中で楽しみながら主体的に継続的な環境活動・環境学習を行う子どもたちのグループです。本市では、こどもエコクラブの登録を呼びかけ、会員の増加並びに定着を図っています。

また、平成14年には「春日市こどもエコクラブ・サポーターの会」が結成され、それぞれのこどもエコクラブのサポーター同士の交流が図られています。

平成20年度の登録状況：16団体、1,758人登録

8 春日市 - 大木町 交流プロジェクト(OKプロジェクト)

ダンボールコンポストで作った堆肥を農業に利用し、生ごみの循環システムのモデル実験を春日市と大木町の共同事業として行いました。春日市民がダンボールコンポストで作った堆肥を、大木町の田に還元し、稲作を体験しました。参加者にとって農業体験を通じた環境学習となるとともに、生ごみの減量を進めました。延べ参加人数約166人。

主要行事

- | | |
|-------------------|----------------|
| ・4月20日(日) 土づくり | ・6月1日(土) 種まき |
| ・6月29日(日) 田植え | ・7月13日(日)他 除草 |
| ・8月17日(日) 追肥・害虫防除 | ・10月26日(日) 稲刈り |
| ・11月8日(土) 脱穀・籾摺り | ・11月29日(土) 収穫祭 |

第3章 環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

☆「弥生の里・かすが環境プラン」に掲げる施策の数値目標に対する進捗状況一覧表（再掲）

I 住み続けたい生活空間の創造

	指標項目（内容）	目標値 （平成22年度）	計画策定時値 （年度）	平成19年度	平成20年度	掲載頁
1	大気環境基準の達成	基準値内	基準値内 （平成11年度）	基準値内	基準値内	28
2	市民一斉ノーカーデーの設定、実施	毎月1回	未設定 （平成11年度）	毎週金曜日に設定	毎週金曜日に設定	28
3	公用車のアイドリングストップ実施率	100%	—	※自粛推進	※自粛推進	28
4	家庭内焼却件数	0件	—	15件（苦情件数）	15件（苦情件数）	28
5	騒音環境基準の達成	基準値内	道路及び航空機騒音で 基準値超過地点あり （平成11年度）	道路及び航空機騒音で 基準値超過地点あり	道路及び航空機騒音で 基準値以下	30
6	下水道への接続率	100%	94.1% （平成11年度）	98.7%	98.7%	30
7	水質環境基準の達成	基準値内	地下水や溜池の一部の 項目で環境基準を超過 （平成11年度）	地下水や溜池の一部の 項目で環境基準を超過	地下水や溜池の一部の 項目で環境基準を超過	30
8	災害発生危険箇所	0件	—	13箇所（県指定）	13箇所（県指定）	32
9	防犯灯総設置数	5,000灯	約4,500灯 （平成11年度）	5,003灯	5,064灯	32
10	自主防災組織の設置	全自治会	9自治会 （平成12年度）	全35自治会	全35自治会	32
11	緑の基本計画に基づく緑被率の達成	38.6%	38.0% （平成12年）	—	—	34
12	市民農園の整備面積	2ha	約1.4ha （平成11年度）	1.07ha	1.1ha	34

II 循環型都市の創造

	指標項目（内容）	目標値 （平成22年度）	計画策定時値 （年度）	平成19年度	平成20年度	掲載頁
1	市全体での年間エネルギー消費量 （電気・ガス）の削減	10%削減	電気 303,510千kWh 都市ガス 6,909.8千m ³ LPガス 3,853t （平成9年度）	電気 368,360千kWh 都市ガス 8,339.3千m ³ LPガス 3,387t	電気 371,977千kWh 都市ガス 8,195.3千m ³ LPガス 3,307t	37
2	住宅用太陽光発電設備の総設置数	100件	—	254件	279件	38
3	公共施設の自然エネルギー利用件数	3件	0件	1件	1件	38
4	市民1日1人当たりのごみ要処理量 （事業系を含む）の削減	200g削減	863g （平成10年度）	793g	765g	38
5	生ごみ堆肥化容器の設置数 （電動生ごみ処理機を除く）	3,000件	2,290件 （平成11年度）	2,488件	2,506件	38
6	一般廃棄物資源化率	30%	14.89% （平成11年度）	18.83%	17.5%	39
7	公用車における低公害車、低燃費車の割合	50%以上	—	6.25%	6.25%	41

III 環境に配慮した住まい方の工夫

	指標項目（内容）	目標値 （平成22年度）	計画策定時値 （年度）	平成19年度	平成20年度	掲載頁
1	「家庭環境の日」を設定	毎月1回	未設定	未設定	未設定	42
2	生活マナー塾の開催	毎年20回以上	未開催	未開催	未開催	43

IV 人と環境にやさしいコミュニティの創造

	指標項目（内容）	目標値 （平成22年度）	計画策定時値 （年度）	平成19年度	平成20年度	掲載頁
1	環境保全アドバイザーの育成	100人以上	—	22人登録	22人登録	44
2	こどもエコクラブ登録数	11団体	2団体 （平成11年度）	19団体	16団体	44
3	市民環境講座の開催	毎年20回以上	—	22回	28回	44

※ 表中の「—」は、数値が不明あるいは未調査を表す。

※ 指標項目（内容）欄で網掛けをしている項目は、平成20年度において目標を達成していることを表す。

「弥生の里・かすが環境プラン」に掲げる基本的取組の状況

目標年度	A = 実施中又は2005年までに着手し実施していく予定 B = 2010年までに着手し実施していく予定
評価	上段（目標年度との比較）
	目標達成又は目標よりも進んでいる。（達成率70%以上）
	ほぼ目標どおり進んでいる。（達成率40～70%未満）
	目標より遅れている。（達成率10～40%未満）
	未着手又は目標より大きく遅れている。（達成率10%未満）
評価	下段（前年度（平成16年度）との比較）
→	前年度より向上
→	前年度とほぼ同様の傾向
↘	前年度より悪化

住み続けたい生活空間の創造

1 すがすがしい生活空間づくり

(1) さわやかな空気の確保

【環境目標】

大気環境への負荷を低減し、空気にさわやかさが感じられるまちづくりをめざします。

【数値目標】

大気環境基準の達成
毎月1回市民一斉ノカデ-の設定、実施
公用車のアイドリングストップ実施率100%
家庭内焼却0件

【進捗状況】

基準値以下であった。
都市圏南部（5市1町）で設定（毎週金曜日）
自粛推進、実施率は未把握
15件（平成20年度苦情件数）

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
大気汚染物質の排出状況の調査	事業所に対する実施状況調査及びデータ分析	A	福岡市南部工場及び春日大野城リサイクルプラザにおける施設内の排ガス測定を受け、精査実施	同左	→
環境保全（大気）マニュアルの作成	排出基準達成のために、環境保全（大気）マニュアルを作成、配布し、マニュアルに基づく機器の設置指導及び監視、測定を実施	B	未着手	同左	→
悪臭物質の排出実態調査	事業所に対する実施状況調査及びデータ分析	A	苦情時に個別に対応	同左	→
焼却施設における大気汚染物質の排出規制	焼却施設から排出される大気汚染物質の抑制及び法規制遵守の徹底	A	福岡市南部工場周辺の大気測定（4地点）を毎年実施。設置者である福岡市南部工場及び春日大野城リサイクルプラザにおける施設内の排ガス測定を受け、精査実施。南部工場の建設に関する協定書による協定値及び大気汚染防止法による排出基準の遵守徹底を推進。	同左	→

大気汚染防止に効果のある樹木の選定による道路沿道の緑化	道路整備における植樹帯を設置、植栽する際の大気汚染防止効果のある樹種の選定	B	・街路整備時に植樹帯整備を実施するとともに、幹線道路を中心に、計画的に植樹帯整備を実施した。 ・樹種の選定については、強健性のある樹木を積極的に活用した。	・同左 ・同左	→
交通渋滞緩和のための都市計画道路の決定、整備	円滑な交通流を確保するための道路ネットワークの（配置、幅員）の計画及び整備	B	・県事業：那珂川宇美線（宝町交差点～岡部病院、ダイエー春日店～泉交差点）、須玖交差点改良事業、福岡筑紫野線整備事業（春日公園入口交差点～タイヤ館春日前） ・市事業：大土居下の原線整備事業、小倉紅葉ヶ丘線整備事業	・県事業：同左 ・市事業：同左	→
率先実行計画の実施	市自らの率先行動としてのアイドリングストップ推進及び市民、事業者への啓発毎月1回程度ノーカーデーを設け、職員の車による通勤の自粛や公用車の使用を	A	・毎週金曜日をノーマイカーデー（福岡都市圏南部の共同事業）として推進 ・アイドリングストップは、自粛推進	・同左 ・同左	→
民間車両の使用自粛要請（ノーカーデー）	春日市全体のノーカーデーを設け、市民、事業者に協力を要請	A	・福岡都市圏南部の市町で6月から毎週金曜日をノーマイカーデーと設定 ・6月に市内の店舗（4箇所）で街頭啓発を実施。市報掲載。	・福岡都市圏南部の市町で毎週金曜日をノーマイカーデーと設定 ・同左（2箇所）	→
法・条例に基づく大気汚染物質排出基準遵守の徹底	事業所に対する法・条例に基づく大気汚染物質排出基準遵守の指導	A	福岡市南部工場、春日大野城リサイクルプラザにおいて、法に基づき定期的な排ガス測定が実施されており、そのデータを受けて精査実施	同左	→
悪臭物質排出抑制の指導	事業者に対する悪臭物質排出抑制の指導	A	苦情の際、個別に指導（苦情件数6件）	同左（苦情件数10件）	→
家庭や野外でのごみ焼却自粛指導	家庭、事業所、野外におけるごみ焼却の自粛指導	A	苦情の際、個別に指導（苦情件数15件）	同左（苦情件数15件）	→
公用車への低公害車などの導入	公用車への天然ガス車、電気自動車、ハイブリッドカー等の計画的な導入	A	公用車総数80台の内、天然ガス車1台、ハイブリッドカー1台、低排出ガス・低燃費車3台（15年度導入）で導入割合6.25%	同左（廃車時に導入検討）	→
低公害車などに関する情報提供	低公害車などに関する情報提供	A	庁内については、情報の共有化を実施	同左	→

(2) 静けさの確保

【環境目標】

騒音や振動の発生を抑制し、暮らしの中に静けさが感じられるまちづくりをめざします。

【数値目標】

騒音環境基準の達成

【進捗状況】

航空機騒音、道路交通騒音とも基準値以下であった。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
騒音・振動の実態調査及び防止対策の実施	環境騒音、道路騒音・振動の定期的な調査の実施及び道路管理者に対する要請などの防止対策の推進	A	・市内3箇所で道路交通騒音を測定。結果を道路管理者（市道路管理課、県那珂土木事務所）に通知。1箇所環境基準を超過。 ・騒音・振動の原因となる道路の凹凸を改修（69箇所） ・市独自に航空機騒音調査を実施（春日西小学校、春日中学校）。測定値は基準値内。	・同左 ・同左（69箇所） ・市独自に航空機騒音調査を実施（紅葉ヶ丘公民館、春日西小学校）。測定値は基準値内。	→
法・条例に基づく工場・事業場や建設作業への騒音・振動基準遵守の徹底	法・条例に基づく工場・事業場や建設作業への騒音・振動基準遵守の指導	A	苦情の際、騒音規制法及び振動規制法に基づき指導（苦情、指導件数1件）	同左（1件）	→
航空機騒音対策	関係機関への航空機騒音防止対策の要請	A	全国民間空港関係市町村協議会を通じ、航空機騒音防止対策の推進を国に要請	同左	→
深夜飲食店等の営業騒音への指導	深夜飲食店等の営業騒音防止のための指導	A	苦情の際、個別に指導（1件）	同左（0件）	↗
生活騒音に関する住民への啓発	生活騒音に関する住民への啓発	A	苦情の際、個別に指導（12件）	同左（10件）	→

(3) きれいな水の確保

【環境目標】

生活廃水対策や事業所排水対策を進め、きれいな水とのふれあいができるまちづくりをめざします。

【数値目標】

下水道への接続率100%
水質環境基準の達成

【進捗状況】

98.7%（平成20年度末）
溜池、井戸水で基準超過が見られた。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
水質実態調査	河川水質、溜池水質、地下水汚染、ゴルフ場周辺水質等の実態調査	A	・中原大池の水質検査を実施。1項目（電気伝導率）で環境基準を超過 ・市内13箇所井戸水の水質検査を実施。3箇所水質基準を超過。	・中原大池の水質検査を実施。2項目（COD、電気伝導率）で環境基準を超過 ・市内13箇所井戸水の水質検査を実施。5箇所水質基準を超過。	↘

河川巡視、清掃	河川の水質汚濁や不法投棄の状況などの巡視及び清掃の実施	A	・雨水幹線や調整池を定期また苦情時に随時清掃（土砂・草の除去）を実施（計画の5箇所と苦情箇所18箇所） ・春日・惣利・塚原台・平田台の4地区と陸上・航空自衛隊、筑紫ライオンズクラブで牛頸川の清掃を実施（海の日7月16日）。それに伴う廃棄物の処理実施。	・同左（計画の5箇所と苦情箇所9箇所を清掃実施） ・春日・惣利・塚原台・平田台の4地区自治会、春日那珂川水道企業団、陸上自衛隊、航空自衛隊、つくし中央ライオンズクラブ等で牛頸川の清掃を実施（海の日7月21日）。それに伴う廃棄物の回収処理実施。	→
水環境マップの作成	河川、溜池の生態系や保全施策を記載した水環境マップの作成	B	福岡都市圏南部協議会で作成（15年度）した「川の生きものマップ」を機会がある都度、配布	同左	→
溜池の浄化対策	溜池水質の浄化対策の検討及び実施	B	本年度の実施なし	同左	→
法・条例に基づく工場・事業場への排水基準遵守の徹底	法・条例に基づく工場・事業場への排水基準遵守の指導	A	苦情の際は、水質汚濁防止法に基づき、筑紫保健福祉環境事務所と連携のうえ指導実施（0件）	同左（2件）	→
環境保全（水質）マニュアル作成	農薬使用量や使用方法などを記載したマニュアルを作成し、関係者に配布	B	J A 筑紫等と共同で農薬の使用基準等を記載した品目ごとの生産履歴記録簿を作成	同左	→
環境保全型農業の推進	農薬、化学肥料の使用量や使用方法に配慮した環境保全型農業の推進	A	春日市地域水田農業ビジョンや農協ライス戦略に基づく、環境保全型農業を推進	同左	→
公共下水道への接続の促進	水質汚濁防止対策としての公共下水道接続の啓発	A	・未接続世帯を訪問し、啓発を実施（接続率98.7%） ・市外在住の未接続施設所有者に接続依頼文書を送付	・同左（接続率98.7%） ・同左	→
生活排水対策推進のための啓発	家庭からの生活排水に対する啓発の実施	A	水洗化促進の中で啓発を実施	同左	→
洗剤や石けんの適正使用に関するポスター、シールの作成	洗剤や石けんの適正使用の啓発に関するポスターやシールの作成、配布	A	環境フェアで、廃油石鹸作りを行い、洗剤や石鹸の適正使用を啓発	同左	→
雨水の地下浸透推進	雨水浸透工法を取り入れた施設整備の推進	B	第440号路線（道路244m、歩道244m）、惣利1・2丁目地内交差点改良工事（道路145m、歩道145m）を雨水浸透工法で整備実施	新たな整備なし	→

(4) 安全な生活空間の確保

【環境目標】

犯罪、災害、交通事故などの危険から市民の安全を確保できるように、必要な取組を進めます。
高齢者や障害者などが安心して出かけることができるまちづくりを進めます。
化学物質の適正な管理や使用を行うまちづくりをめざします。

【数値目標】

災害発生危険箇所 0 件
防犯灯総設置数 5,000 灯
自治会ごとに自主防災組織を設置
福祉環境整備指針に基づく公共施設のバリアフリー化

【進捗状況】

13箇所（県指定）
101.28%（平成20年度末5,064灯）
100%（平成17年度末、全35地区設置）
地区公民館の入口のスロープ化、西鉄春日原駅
やJR春日駅のスロープ、エレベーターの整備

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
防災都市づくりの推進	地域防災計画にもとづく災害時に即応できる総合的な執行態勢の整備拡充及び安全な都市づくりの推進	B	・各機関との情報伝達訓練を実施 ・災害発生の恐れがある箇所として、13箇所の急傾斜地を指定（県） ・市総合情報メール配信事業により災害時の職員の参集を推進	・同左 ・同左	→
防災広報システムの整備	市民への災害情報の迅速な伝達のための防災広報システム構築の検討	A	台風の接近時に各自主防災組織にファックスにより防災情報を伝達	台風等の接近時に各自主防災組織にファックスにより防災情報を伝達	→
防災協力体制の強化	防災関係機関との連携強化及び自主防災組織の活動支援推進	A	・自主防災組織（18地区）の防災訓練の支援実施 ・福岡県主催のリーダー研修に参加（5名）	・自主防災組織（11地区）の防災訓練の支援実施 ・福岡県主催のリーダー研修に参加（6名） ・各自治会長を訪ね、災害時の連携強化と住民に対する防災啓発について協議した	↗
市民の防災行動力の向上	市民の防災意識向上のための危機管理意識の啓発活動	A	・防災週間にパネル展示を実施 ・春日中学校校区で防災訓練実施（6月17日） ・年間3回、市報に防災啓発記事を掲載 ・「春日市防災ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布	・ゲリラ豪雨について、テレビ出演し啓発を実施 ・同左（6月1日） ・同左 ・同左	→
地震対策	開発行為、建築行為に対する指導・監督、避難場所、避難ルートの整備及び市民への周知	A	・自主防災組織の防災訓練の中で周知 ・転入者には、市民べんり帳による避難場所の周知 ・市報に避難場所を掲載（3回）	・同左 ・同左 ・同左（3回）	→
水害対策	雨水幹線の改築、排水不良箇所の点検、整備、開発行為における調整池の設置指導	A	・自主防災組織で訓練実施（18地区） ・市全域の雨水対策の見直しを実施	・同左（11地区）	→

防犯活動の推進	警察、行政、地域、学校等が一体となった防犯体制の強化、防犯灯の増設やこども110番等の環境整備	A	・防犯灯設置費補助金の交付（新設数45灯、年度未設置数5,003灯） ・総合情報メール（6,067人登録済）、「ついで隊」（3,206人登録済） ・地域安全市民のつどいを開催	・防犯灯設置費補助金の交付（新設数61灯、年度未設置数5,064灯） ・総合情報メール（6,690人登録済）、「ついで隊」（3,418人登録済） ・地域安全市民のつどいを開催	↗
警察機能の強化要請	防犯体制強化のための関係機関に対する警察署機能強化の要請	A	分署設置又は第4番目の交番設置について要望書提出	・同左 ・下白水警部交番が福岡県警察本部自動車警ら隊の立寄所となった。	↗
交通安全環境整備	交差点内の車輛レーンの増設及び歩道拡幅等の整備	B	・昇町で歩道整備を実施（244m） ・惣利1・2丁目右折レーンの新設実施	新たな整備なし	→
化学物質の管理、適正使用の指導、啓発	中小事業者に対する化学物質の管理、適正使用の指導、日常生活における家庭用農薬、殺虫剤適正使用の啓発	A	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に関するパンフレットを窓口で配布	同左	→

2 美しいまちなみづくり

(1) 地域特性を生かした景観整備

【環境目標】

地域の環境資源や特性を活かした個性豊かな都市景観の整備を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
都市計画マスタープランの計画的実施	都市計画に関する基本的な方針を定める「都市計画マスタープラン」の計画的な実施	A	都市計画マスタープランに基づく具体的な事業の円滑な実施のため、都市計画の決定及び変更の手続を実施	同左	→
都市景観条例の検討	春日市らしい都市景観を形成するための「都市景観条例」の検討	B	地区街づくりの推進の中で、地域住民との合意形成を図る。	同左	→
都市景観形成ガイドライン策定の検討	都市景観条例に基づく景観形成を誘導するための「都市景観形成ガイドライン」の策定を検討	B	地区街づくりの推進の中で、地域住民との合意形成を図る。	同左	→

(2) 建築物や屋外広告物の設置に対する景観形成の誘導

【環境目標】

周辺景観との調和のとれた建築や屋外広告物の設置に努めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
公共施設整備における都市景観への配慮	周辺景観との調和に配慮した公共施設整備の実施	A	新たな整備なし	同左	→
電線類地中化の部分的促進	整然としたまちなみ景観を確保するための電線類地中化の部分的な促進	A	新たな整備なし	同左	→
建築協定などを活用した景観づくり	建築協定、地区計画、緑化協定などによる良好な景観の形成	B	春日原東地区において4月27日建築協定締結。市は建築協定運営委員会の活動を支援	春日原東地区の建築協定運営委員会「設立一周年記念講演」会の開催支援など、市は運営委員会の活動支援に努めた。	→

3 自然とふれあうまちづくり

(1) 水辺環境の整備、活用

【環境目標】

親水性を高めながら、水を生かしたうおいとやすらぎのあるまちづくりを進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
親水空間の整備	河川、溜池等の活用や、遊歩道、親水公園整備等の親水修景設備整備の実施	B	新たな整備なし	同左	→
溜池利用状況の把握	溜池保全、活用方針検討のための利用状況の把握	B	市内に20箇所ある溜池の利用状況の把握は完了	同左	→
溜池保全計画策定の検討	溜池の利用目的に応じた保全計画の策定を検討	B	溜池保全条例に基づき、現況保全を推進	同左	→
溜池の浄化対策(再掲)	溜池水質の浄化対策の検討及び実施	B	本年度の実施なし	同左	→
親子水辺教室の開催	水辺の生物を観察調査するため、親子を対象とした教室の開催	A	牛頸川で開催(7月28日、公募参加者41人)	同左(7月27日、公募参加者40人)	→

(2) まちのみどりの創出

【環境目標】

みどりとのふれあいを高めながら、みどりを生かしたうおいとやすらぎのあるまちづくりを進めます。

【数値目標】

緑の基本計画に基づく緑被率の目標達成
市民農園の整備面積2ha

【進捗状況】

平成12年度(38.0%)より低下していると推測
1.1ha(平成20年度末)

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
緑の基本計画実施	緑地や水辺の保全、公園の整備、生垣などのあり方を検討し、その目標や具体的な取組を示す「緑の基本計画」の計画的な実施	A	道路整備等に伴い、街路樹による緑化を推進	同左	→
都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定、管理	都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定、管理	A	「弥生の森」を現状の良好な状態で保全するため、土留擁壁工事等を実施	同左	→
保存樹木の指定、管理	春日市緑化推進等に関する条例に基づく保存木の指定及び管理	A	19本の保存樹木を指定するとともに消毒を実施、一部の樹木の剪定も実施	19本の保存樹木の一部剪定等を実施。うち1本については、老木化により指定解除。	→
地域森林計画の策定、実施	民有林の保全、森林保全施策を定めた「地域森林計画」の策定及び計画的な実施	A	「森林と人との共有林」とし、市民の憩いの場として景観の維持向上を推進	同左	→
開発における緑地の保全、確保	市街化区域内の宅地開発における地区計画、緑地協定、開発行為等整備要綱による緑地の保全、確保	A	要綱に基づき、緑地の確保を指導	同左	→

公共施設緑化の推進	公共施設の緑化及び街路樹の整備	A	・本庁舎敷地の樹木の維持管理を行うとともに、花壇の花の植替えを実施 ・街路樹の植替え・剪定を随時実施 ・学校施設の樹木及び花壇の維持管理を実施	・同左 ・同左 ・学校施設の樹木及び花壇の維持管理を実施。 菜園の設置希望のある学校に新設を実施、緑のカーテン（壁面緑化）を小中各1校で実施	↗
公園アダプトプログラムの検討	市民参加型の公園管理の促進	A	「春日市公園愛護活動推進要綱」に基づき、8団体の新規登録があり、公園の清掃管理を実施（合計24団体）	2団体の新規登録があり、公園の清掃管理を実施（合計26団体）	↗
民有地緑化の促進	生垣などの接道部緑化に対する補助、花の種の配布、市民参加の花の育成、花の名所づくり	A	各自治会、小・中学校、保育所などに春・秋の2回、花の苗を配布	各自治会に春・秋の2回、花の苗を配付	→
保存樹木等の所有者に対する管理費の補助	保存樹木等の所有者に対する管理費の補助	A	「春日市緑化推進等に関する条例」により補助金（1本当たり、年額3,000円）を交付。また、災害等で保存樹木が倒木等した場合、補助金を交付できるように条例施行規則を改正。	同左。	↗
市民農園の整備促進	地権者の協力を得ながら、市民に農地の利用をあっせんする	A	3箇所増加（総数13ヶ所、254区画、1.07ha）	2箇所増加（総数15ヶ所、353区画、1.1ha）	↗

4 歴史・文化とふれあうまちづくり

(1) 弥生の里の面影を残す環境資源の保全

【環境目標】

歴史的、文化的遺産の保全に努めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
史跡地の保存整備や文化財の調査の推進	史跡地の保存、整備や文化財の調査の推進	A	国県補助を活用しながら史跡地の購入、整備、文化財調査を推進（本調査9件、試掘調査70件）	同左（本調査3件、試掘調査72件）	→
地域のシンボルとしての史跡や歴史的まちなみの保存	地域のシンボルとしての史跡や歴史的まちなみの保存	A	遺跡用地を買い上げ、保存範囲を拡大（須玖岡本遺跡267.8㎡購入。残面積625.42㎡）	同左（一部指定範囲を拡大。須玖岡本遺跡400.39㎡購入。残面積226.42㎡）	↗
歴史・史跡を生かしたまちづくりの推進	歴史・史跡を生かしたまちづくりの推進	B	・ハード事業：同左 ・ソフト事業：岡本区文化祭の支援 こども体験教室（6回）、史跡めぐり歴史散歩（2回）、やきもの作り教室（月1回）、古文書講座（22回）、企画展（2回）実施 九州国立博物館及び筑紫地区の共催によるパネル展示実施	・ハード事業：同左 ・ソフト事業：岡本区文化祭の支援 親子体験教室（7回）、歴史散歩（2回）、やきもの作り教室（月1回）、企画展（3回）実施 九州国立博物館及び筑紫地区の共催による写真展示実施	→

(2) 文化遺産の保全と郷土文化の継承

【環境目標】

歴史的、文化的資源とふれあえるまちづくりをめざします。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の実績状況	20年度の実績状況	評価
文化財保護団体への支援	史跡地の管理や郷土文化を伝承し保存している文化財保護団体への支援	A	・17年度から歴史公園の一部(上散田公園)の管理を「春日市公園愛護活動推進要綱」に基づき、上散田公園愛護会に委託 ・古文書講座(初級)修了者の自主組織(筑山会)による古文書講座(中級)の開催支援	・同左(継続) ・初級、中級とも自主運営となった為、学習の場所(研修室)の提供のみ実施	→
文化財管理ボランティアの育成	市民団体などのボランティア団体での管理を進めるため、リーダーや組織の育成を進める	B	・養成講座(3期、新規10人参加)を開催(月1回、全11回) ・養成講座修了者によるボランティア活動(資料館ガイド、やきもの教室)、定例会(研修会)の開催。(全登録者21人、実働18人)ガイド件数240件(休日ガイド分)、3件(健康ウォーク分)、19件(事業サポート分)	・月1回定例会を開催 ・養成講座修了者によるボランティア活動(資料館ガイド、資料館事業のサポート) ・全登録者31名	→

循環型都市の創造

1 資源・エネルギー有効利用都市づくり

(1) 資源・エネルギー利用効率の向上

【環境目標】

資源・エネルギー利用効率の高いまちづくりを進めます。

【数値目標】

公共施設の新設、改修にあわせた節水型設備の整備

【進捗状況】

小学校の改修等に合わせ節水型設備を導入

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
余剰エネルギーの活用促進	需要事業者に対する余剰エネルギーの有効利用などの促進	B	未着手	同左	→
水の循環利用設備や節水型設備の導入	公共施設への水の循環利用設備や節水型設備の導入の検討	B	春日原小学校増築校舎の小便器にセンサー方式の節水型設備を導入	大谷小学校及び春日原小学校の屋内体育館の小便器及び手洗いにセンサー方式の節水型設備を導入	↗

(2) 省エネルギーの推進

【環境目標】

省エネルギー型の生活習慣や事業活動の定着をめざします。

【数値目標】

市全体での年間エネルギー消費量（電気・ガス）を対平成9年度比で10%削減。

【進捗状況】

電気 22.6%増、都市ガス 18.6%増、LPガス 14.2%減

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
省エネルギービジョンの策定	市域全般における省エネルギーに係る施策の基本的な方向などを定めた「地域省エネルギービジョン」の策定	B	平成16年12月策定の「省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」に基づき、啓発事業等を推進	同左	→
公共施設における省エネ手法を取り入れた施設整備	窓や壁の断熱化及び消費電力の少ない機器の利用促進など省エネ手法による施設整備の推進	B	春日原小学校の屋内体育館及び春日東中学校トイレの照明に人感センサーを導入	新たな整備なし	→
光害対策の検討	適正な屋外照明の設置の推進、適正な屋外照明に関して長期的な普及、啓発活動による市民、事業者の意識の向上	A	現状で対策が必要な事象なし	同左	→
率先実行計画の実施（再掲）	市職員への省エネルギー意識の啓発、配慮行動の実践	A	18年度に「第2期エコオフィスプランかすが」を策定し、更に省エネルギー行動を推進	同左	→
市民、事業者向け啓発冊子の作成、配布	市民、事業者向けの省エネルギーに関する冊子を作成、配布による省エネルギー意識の向上	A	国・県等の省エネ冊子を窓口に配置	同左	→
省エネ事業所診断の周知	事業者の省エネ意識向上のために、「工場の省エネルギー診断サービス」及び「ビルの省エネルギー診断サービス」の周知	A	ポスターを掲示し、紹介	同左	→
省資源・省エネ型ライフサイクルの確立に向けた啓発	環境への負荷をできるだけ低減するための各種の啓発に努める一方、買い物袋の利用促進などを進める	A	定期的に省エネルギー等の啓発記事を市報に掲載	同左	→

エネルギー・資源の有効利用若しくは節約を図るための環境保全対策に対する支援	エネルギー・資源の有効利用等の環境情報の提供	A	定期的に省エネルギー等の啓発記事を市報に掲載	同左	→
---------------------------------------	------------------------	---	------------------------	----	---

(3) 自然エネルギーの利用促進

【環境目標】

環境にやさしい自然エネルギーを導入したまちづくりを進めます。

【数値目標】

住宅用太陽光発電設備の総設置数100件
公共施設の自然エネルギー利用件数3件

【進捗状況】

279件(平成20年度末、資料：九州電力福岡南営業所)
1件(白水小学校の屋外照明灯)

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の実績状況	20年度の実績状況	評価
公共施設における自然エネルギーを取り入れた施設設備	公共施設における太陽光発電システムの段階的導入	B	新たな導入なし	同左	→
市民、事業者の自然エネルギー設備導入への支援	市民等が太陽光発電システムなどを導入する際の情報などの提供	A	助成制度のパンフレットを窓口に配置	同左	→

2 ごみの発生を回避し、物を循環的に利用する都市づくり

(1) ごみの発生回避

【環境目標】

ごみの発生をできるだけ少なくするような生活や事業活動に努めます。

【数値目標】

市民1日1人当たりのごみ要処理量(事業系を含む)を対平成10年度比で200g削減
(平成10年度863g/人・日)
生ごみ堆肥化容器の設置数3,000件
(平成11年度末2,290件)

【進捗状況】

765g/人・日(平成20年度)；削減量98g

2,506件(平成20年度末、推定)

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の実績状況	20年度の実績状況	評価
ごみ減量に関する啓発冊子の作成	ごみ排出量やごみ処理の状況、ごみ減量のための方策などをまとめた啓発冊子の作成	A	・家庭ごみの正しい出し方の作成 ・ごみの状況などを随時、市報やホームページに掲載し、啓発実施 ・転入者にごみ袋お試しセットを配布	同左	→
放置自転車防止対策	放置自転車の撤去などの推進	A	市内一円で放置自転車の撤去を実施(廃棄台数942台)	同左(廃棄台数1,145台)	→
事業系一般廃棄物の減量対策	事業系一般ごみの事業者自らによる再資源化の指導、多量排出事業者等に対する減量化・資源化の指導及び事業系一般ごみの多量排出事業所に対する減量化計画策定の指導	A	・事業系古紙回収モデル事業(平成16年8月開始)を実施し、768.6トンの古紙を回収 ・多量排出事業者からの減量計画書の提出(12ヶ所) ・ごみ減量啓発推進員1名を配置し、事業所のごみ減量を啓発	・同左(642.07トンの古紙を回収) ・同左 ・同左	↘

生ごみ処理対策	市民農園と連携した生ごみの有効利用システムの検討、生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金の交付、マンションにも設置できる消滅型生ごみ処理機購入に対する支援	A	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器購入補助（14件） ・本年度から電動生ごみ処理機購入補助（38件） ・ダンボールコンポスト講習会を開催（10回、延べ177人受講） ・市民農園の新規入園者に、ダンボールコンポスト事業を紹介 ・小学校でのダンボールコンポスト講座の開催（1校、延べ80人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左（18件） ・同左（22件） ・同左（10回、延べ198人受講） ・同左 ・同左（2校、延べ187人） ・菜園講座の実施（2回、延べ69人受講） 	↗
ごみ処理の有料化	廃棄物の発生を抑制し、併せて地球環境の保全を図るため、ごみ処理手数料有料化の検討	A	18年度から、家庭系ごみ処理手数料の有料化を実施	同左	→

（2）物の循環的利用の実践

【環境目標】

不要となった物でも可能な限り資源としての循環的な利用に努めます。

【数値目標】

一般廃棄物資源化率30%

【進捗状況】

17.50%（平成20年度）

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
緑の管理	公園内の樹木、街路樹のせん定くずを破碎機等によりチップ化し、土壌改良材等に再利用	A	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から出るせん定くずを破碎機によりチップ化し、土壌改良材等に再利用（210,610kg） ・チップをダンボールコンポストの基材として活用する研究 ・街路樹等の剪定くずの一部をチップ化し、土壌改良剤等に利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左（224,350kg） ・同左 ・同左 	→
不用品交換の場設置	家庭用品などで再利用できるものの情報コーナーや不用品交換即売会、フリーマーケット等の開催による市民相互の交換の場の設置	A	<ul style="list-style-type: none"> ・春日市生活環境組合連合会が主催するガレージセールの実施（春・秋の2回） 	・同左	→
古本リサイクル	利用価値を失った図書館の不要資料を希望する市民へ無料提供	A	利用価値を失った図書館の不要資料を希望する市民へ無料提供（約2,000冊）	同左（約7,000冊）	→
公共工事における廃棄物の再利用推進	廃棄物の減量と再利用を図るための建設廃材などの再生利用の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「建築工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」に基づき、500万円以上の工事にあっては契約時において再生処理に要する費用の算出が義務付け（県にも報告）。具体的には、アスファルト・クラッシャーラン・ぐり石・砂などは再生品使用率100% ・再生率：土木工事（側溝敷設等）21%、舗装工事100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・同左 	→

率先実行計画の 実施（再掲）	グリーン製品、エコ製品、 古紙など再生品の利用促進	A	・グリーン製品等の購入 を推進（文具・事務用品 の購入割合は、78.0%） ・トイレットペーパー は、古紙100%を使用。消 耗品の単価契約において 環境配慮商品を中心に契 約	・同左（購入割合； 70.7%） ・同左	→
-------------------	------------------------------	---	---	----------------------------	---

（３） ごみの不適正処理、不法投棄の防止

【環境目標】

やむを得ず発生したごみは、適正に処理処分します。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
廃棄物の不適正 処理、不法投棄防 止対策	廃棄物の不適正処理や不法 投棄を防止するための巡回 監視業務の強化	A	・市内5箇所に不法投棄 監視カメラを設置し、監 視実施 ・不適正排出者には直 接、チラシや口頭などで 指導	・同左 ・同左	→

3 自転車と公共交通機関を機軸とする都市づくり

（１） 自転車にやさしいまちづくりと駐輪マナーの向上

【環境目標】

自転車による移動が可能な道づくりと主要施設における自転車駐車場の整備を進めます。
駐輪マナーの向上のための取組を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
安全に通行でき る都市計画道路の 整備	市内の移動における自転車 利用を促進するための安全 に通行できる都市計画道路 整備	B	・県事業：那珂川宇美 線、福岡筑紫野線の整備 着手 ・市事業：大土居下の原 線の整備着手	・同左 ・同左	→
公共施設におけ る自転車駐車場の 整備	市内の移動における自転車 利用を促進するための公共 施設への自転車駐車場の整 備	A	新たな整備なし	市役所内駐輪場を22㎡ （約16台分）増設	↗
主要駅及びバス 停周辺への自転車 駐車場の整備	公共交通機関利用を促進す るために主要駅及びバス停 周辺への自転車駐車場の整 備	A	新たな整備なし（駐輪可 能総台数4,820台）	同左	→
公用自転車の利 用推進	職務遂行時における市内移 動の際の公用自転車の利用 促進	A	公用自転車（4台）を配 備し、自転車利用が可能 な範囲は自転車を利用	同左（6台）	↗
レンタサイクル システムの導入検 討	自動車利用を抑制するため に、市内の移動に使うレン タサイクルシステム導入の 検討	B	コミュニティバスの利用 を推進	同左	→
駐輪マナーアッ プの推進	自転車の利用や駐輪に際 し、歩行者や他人に対する 配慮を高めるための啓発推 進	A	放置自転車禁止区域（西 鉄春日原駅周辺）におい て、放置自転車指導員 （常時2名、撤去3名） を配置し、駐輪マナーの 向上を推進	同左	→

(2) 公共交通機関の利便性向上

【環境目標】

公共交通機関の整備や利便性の向上に努めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
公共交通機関の利便性向上の要請	公共交通機関に関する利用促進のための情報を総合的に提供する仕組みづくり及び路線、ダイヤ、公共交通機関相互の乗り継ぎ、料金システムなどの利便性向上の要請	B	博多南線交通対策協議会を通じて利便性向上を要請	同左	→
サイクルアンドライド受容調査の実施	事業の実施に先立ち事前評価、意識調査、受容調査を行う	A	主要駅への自転車駐輪場の整備で対応	同左	→
コミュニティバスの導入	主要な公共施設までのアクセス向上のためのコミュニティバスの導入	A	・平成15年3月2日導入（ふれあい文化センターを拠点に5路線、19年度年間乗客総数250,329人） ・利便性向上のためバス停位置の見直しを実施	・同左（年間乗客総数251,838人） ・同左	→

(3) 低公害車の普及促進と環境にやさしい自動車利用

【環境目標】

低公害車等環境への負荷が少ない自動車の普及を図るとともに、環境に配慮した自動車利用に努めます。

【数値目標】

公用車における低公害車、低燃費車の割合50%以上

【進捗状況】

6.25%（平成20年度末総台数80台の内5台）

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
公用車への低公害車などの導入（再掲）	公用車への天然ガス車、電気自動車、ハイブリッドカー等の計画的な導入	A			
低公害車などに関する情報の提供（再掲）	低公害車などに関する情報の提供	A			
率先実行計画の実施（再掲）	市自らの率先行動としてのアイドリングストップ推進及び市民、事業者への啓発毎月1回程度ノーカーデーを設け、職員の車による通勤の自粛や公用車の使用を抑制	A			
民間車両の使用自粛要請（ノーカーデー）（再掲）	春日市全体のノーカーデーを設け、市民、事業者に協力を要請	A			

環境に配慮した住まい方の工夫

1 環境に配慮して住まう

(1) 省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立

【環境目標】

各主体が省資源・省エネルギーを念頭において行動するライフスタイルを確立します。

【数値目標】

毎月1回「家庭環境の日」を設定。

【進捗状況】

未設定

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた啓発（再掲）	環境への負荷をできるだけ低減させるための各種の啓発に努める一方、買い物袋の利用促進などを進める	A			
省エネ事業所診断の周知（再掲）	事業者の省エネ意識向上のために、「工場の省エネルギー診断サービス」及び「ビルの省エネルギー診断サービス」の周知	A			
エネルギー・資源の有効利用若しくは節約を図るための環境保全対策に対する支援（再掲）	エネルギー・資源の有効利用等の環境情報の提供	A			

(2) 生活・事業活動のグリーン化

【環境目標】

各主体すべてが環境にやさしい生活、事業活動を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
率先実行計画の実施（再掲）	市の事業者・消費者の立場で環境保全全般にわたる環境負荷低減に向けた取組を定める「春日市環境保全率先実行計画」の実施	A	5月に「第2期エコオフィスパランかすが」を策定し、環境配慮行動を推進	「第2期エコオフィスパランかすが」に基づき、環境配慮行動を推進	→
ISO14001認証取得検討	ISO認証取得の費用対効果の検討	B	市としては、「エコオフィスパランかすが」に基づき、事業活動を推進。	同左	→
事業者に対するISO14001認証取得の支援	事業者に対するISO認証取得のための情報提供	A	ISOより簡易な、環境省の「エコアクション21」の認証・登録制度の冊子を窓口に配置	同左	→
エコオフィス、エコショップの認定制度創設	春日市内の事業所、商店のうち、環境配慮の度合を一定の基準で評価し、それぞれエコオフィス、エコショップに認定	A	・「エコショップ認定制度」を市報に掲載 ・1店舗認定。合計14店舗の紹介を市ホームページに掲載	・同左 ・合計14の認定店舗を市ホームページで紹介	→

2 他人に配慮して住まう

(1) 生活マナーの確立

【環境目標】

環境にやさしい生活マナーの確立をめざします。

【数値目標】

生活マナー塾を毎年20回以上開催

【進捗状況】

未着手

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
生活マナー塾の開催	市民が環境に配慮した生活を実践するために、小学校区ごとの「生活マナー塾」を開催	A	未着手	同左	→
市民向け環境保全行動マニュアルの作成	市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動マニュアルの作成	A	省エネルギーやごみ減量の方法等を市報に掲載	同左	→
「入居者のしおり」などの製作、配布	集合住宅等への入居者に対してごみの出し方を記した資料を作成、配布	A	・市営住宅入居者に対して、「住まいのしおり」を作成・配布 ・ごみの正しい出し方の作成と、転入者に対する配布を実施	・同左 ・同左	→
事業者向け環境保全行動マニュアルの作成	事業者が事業活動において実践することのできる環境保全行動マニュアルの作成	A	リーフレット「事業系ごみの処理方法」を窓口に配置	同左	→

(2) 隣人を思いやる生活活動の実践

【環境目標】

隣人に迷惑をかけない生活活動の実践をめざします。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
近隣住民に迷惑をかけない住まい方の啓発	啓発冊子作成等により、ごみの不法投棄や深夜騒音の防止など近隣住民に迷惑をかけない住まい方の普及	A	・市報や広報車で随時啓発 ・不適正排出者には直接、チラシや口頭などで指導	・同左 ・同左	→
犬猫の正しい飼い方の指導	犬・猫の正しい飼い方のマナーアップに向けた指導推進	A	・狂犬病予防注射の案内にマナーアップのチラシを同封 ・市報にマナーアップの啓発記事を掲載。又、随時、広報車で啓発 ・苦情の際、個別に指導(42件) ・マナーアップ啓発バッグを配布(21地区、1,808件)	・同左 ・同左 ・同左(苦情に対する個別指導36件) ・マナーアップ啓発バッグを配付(273件)	→
家庭や野外でのごみ焼却自粛指導(再掲)	家庭、事業所、野外におけるごみ焼却の自粛指導	A			
中小企業等への環境負荷の少ないと認められる設備の導入支援	中小企業等への環境負荷の少ないと認められる設備の導入についての情報提供を行う	A	国・県等の情報チラシを窓口に配置	同左	→

人と環境にやさしいコミュニティの創造

1 環境教育・学習の推進

(1) 環境教育・学習推進体制の整備と参加

【環境目標】

市民、事業者が、環境教育・環境学習に参加出来る機会の確保や体制の整備を進めます。
環境問題について市民や事業者にわかりやすく説明できる人材の育成を進めます。

【数値目標】

環境保全アドバイザーを100人以上育成
こどもエコクラブ登録数11団体

【進捗状況】

22人登録
16団体登録（平成20年度）

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
環境教育・学習マスタープラン策定の検討	生涯学習基本計画において環境教育・学習の基本方針である「環境教育・学習マスタープラン」の策定を検討	A	環境教育・学習マスタープランの策定は未定。生涯学習まちづくり計画の中で、施設・人材を活用し、環境に関する学習の充実に取り組む。	同左	→
環境教育・学習の推進体制整備	学校、諸団体、グループ、企業等の連携による環境教育推進のための検討の機会の確保及び組織体制の整備	A	・こどもエコクラブ数（19団体、会員数1,776人） ・こどもエコクラブを支援するサポーターの会支援	・こどもエコクラブ数（16団体、会員数1,758人） ・同左	→
環境フェアの開催	市民、事業者、コミュニティ・民間活動団体、市がともに環境について考える「環境フェア」実施	A	10月に市役所市民ロビーで開催。「つながる ひろがる エコな暮らし」をテーマに環境活動団体の展示・発表などを実施（参加者推定800人）	10月に市役所市民ロビーで開催。「明日のエコでは遅すぎる」をテーマに環境活動団体の展示・発表などを実施（参加者推定1,100人）	→
環境保全アドバイザーの育成、派遣	市民、事業者の環境教育・学習を進めるための人材としての「環境保全アドバイザー」の育成、派遣	A	環境保全アドバイザー22人登録	環境保全アドバイザー22人登録	→

(2) 環境に関する知恵を伝える

【環境目標】

あらゆる機会や情報伝達媒体を活用して、継続的に環境情報や知恵の交流を進めます。

【数値目標】

市民環境講座を毎年20回以上開催

【進捗状況】

28回開催（平成20年度職員出前講座）

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
年次報告書の発行	春日市の環境の状況や環境保全・創造に関する施策の実施状況について記した（仮称）春日市環境白書の作成及び公表	A	平成19年版春日市環境報告書を作成。市民図書館や市情報公開コーナーに配置、ホームページに掲載	同左（平成20年版春日市環境報告書を作成）	→
環境学習教材の作成	地球環境問題、地域の環境に関する冊子やビデオ等の環境学習教材の作成	A	・新規の作成なし ・国・県等作成の冊子等を活用	・同左 ・同左	→
環境保全活動の事例紹介	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介	A	市報や環境フェア等で保全活動等を紹介	市報や環境フェア等で保全活動等を紹介するとともに、市の総合情報メールでも開催等のお知らせを配信	→

市民環境講座の開催	市民に対する環境学習講座の開催	A	職員出前講座を実施（実績22回、延べ1,692人）	同左（実績28回、延べ1,986人）	↗
中間処理施設見学会の開催	ごみ減量・リサイクル意識向上のためのごみ処理に関する中間処理施設見学会の開催	A	・市内5地区（延べ127人）で中間処理施設見学会を実施 ・環境推進員で中間処理施設見学会を実施（7人参加）	・同左（市内5地区、延べ109人） ・実施なし	→
こどもエコクラブ活動の支援	こどもエコクラブ活動に対する支援	A	登録の呼びかけやサポーターの会支援を通じた支援実施	同左	→
インターネットによる双方向の環境情報交換の場づくり	インターネットホームページを開設し、双方向による環境情報交換の場をつくる	A	春日市情報化基本計画の中で検討	同左	→
親子環境セミナーの開催	親子いっしょに参加できる環境セミナーの実施	A	・水辺教室を開催（7月28日、41人参加） ・野鳥観察会を開催（1月19日、20人参加）	・水辺教室を開催（7月27日、40人参加） ・野鳥観察会を開催（1月10日、23人参加）	→
子供環境会議の開催	春日市の将来を担う子どもたちによる環境会議の実施	A	実施なし	同左	→
職員環境研修	職員の環境意識向上と環境配慮行動実践のための環境研修の実施	A	エコ安全ドライブ研修を実施（2回、延べ49人受講）	同左（3回、延べ76人受講）	→

2 環境保全活動の促進

(1) コミュニティ活動への参加、協力

【環境目標】

コミュニティ活動に主体的・積極的に参加する人づくりを進めます。
環境保全活動を進めるための人的支援を進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の取組状況	20年度の取組状況	評価
環境保全功労者表彰	環境保全活動の向上、発展に貢献し、功績が顕著であった者に対する表彰	A	国、県、市等の表彰制度により対応	同左	→
民間活動団体、グループに対する活動支援	民間活動団体、グループに対する活動の支援	A	・生活環境組合連合会、こどもエコクラブサポーターの会への活動支援 ・春日市環境保全活動事業補助金制度を創設し、活動団体の支援実施（6団体）	・同左 ・同左（5団体）	→
自治会の環境に関する組織作りの支援	自治会の環境に関する組織作りの支援	A	各地区に環境推進員を委嘱（96人）	同左	→

(2) 活動のネットワークづくり

【環境目標】

環境保全活動を行っている民間団体のネットワークづくりをめざします。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の実施状況	20年度の実施状況	評価
民間活動団体のネットワーク整備	環境活動に取り組んでいる民間活動団体について登録し、団体相互の情報交流を推進する	A	春日まちづくり支援センター（ぶどうの庭）を拠点に団体相互の交流を推進	同左	→
環境保全活動の事例紹介（再掲）	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介	A			
事業者における環境教育・学習に関する情報交換の場づくり	環境教育・環境学習を率先して行っている企業の事例発表会や研修会の開催による、企業相互の情報交換の場づくり	B	未着手	同左	→

(3) 高齢者、障害者などと共に生きるまちづくり

【環境目標】

高齢者、障害者などが生き生きとして暮らせるような地域づくりを進めます。

施策・事業名	内容	目標年度	19年度の実施状況	20年度の実施状況	評価
春日市障害者福祉長期行動計画の実施	春日市障害者福祉長期行動計画に基づく各種施策の実施	A	障害者の就労支援として、福祉ばれっと館の清掃業務を民間事業所から社会福祉法人への委託を協議	障害者の就労支援として、福祉ばれっと館の清掃業務を民間事業所から社会福祉法人への委託	↗
春日市高齢者保健福祉計画の実施	春日市高齢者保健福祉計画に基づく各種施策の実施	A	17年度に策定した「春日市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成18～22年度）の実施	同左	→

第4章 環境配慮率先実行計画の推進の状況

行政自らが一消費者・一事業者として事業者や市民に率先して環境負荷低減に向けた取組を行い、地球温暖化の原因とされる**温室効果ガスの削減**を目指すことを目的として、平成18年5月に『**第2期エコオフィスプランかすが(春日市環境配慮率先実行計画)**』(期間は、平成18年度から平成22年度)を策定し、取組を進めています。

1 計画の対象及び基準年と目標年

計画の対象は、本市自らが行う**事務及び事業(外部委託に係るものを除く。)**の全てです。
基準年は平成16年度、目標年は平成22年度です。

2 対象施設

市役所本庁舎	児童センター	保育所	すくすくプラザ
福祉ばれっと館	小学校	中学校	奴国の丘歴史資料館
龍神池駐車場	スポーツセンター	温水プール	西スポーツセンター
いきいきプラザ	ふれあい文化センター		

3 計画の目標と推進状況

エネルギーの使用に関する目標と推進状況(対平成16年度)

項目	数値目標 (平成22年度)	実績 (平成20年度)	備考(使用量)	
			平成16年度	平成20年度
電気使用量の削減	3.3%減	0.9%減	8,577,928kwh	8,500,371kwh
燃料使用量の削減	都市ガス	1.7%減	171,667 m ³	182,307 m ³
	LPガス	1.3%減	36,833 m ³	39,108 m ³
	A重油	2.0%減	1,450ℓ	2,000ℓ
	灯油	2.0%減	23,981ℓ	17,042ℓ
	ガソリン	2.2%減	1.3%増	24,468ℓ
上水道使用量の削減	5.0%減	3.1%減	174,870 m ³	169,370 m ³

製品の購入に関する目標と推進状況(対平成16年度)

項目	数値目標 (平成22年度)	実績 (平成20年度)	備考
紙の購入量(使用量)の削減	10%減	0.5%増	
環境配慮製品の割合の向上	70%	70.7%	文具・事務用品における環境配慮製品の購入割合
低公害車の導入	15%	6.25%	公用車に占める低公害車の導入割合
環境配慮型OA機器の購入	100%	100%	OA機器における環境配慮製品の購入割合

温室効果ガス総排出量の削減目標と推進状況

項目	基準年 (平成 16 年度)	削減目標 (平成 22 年度)	実績 (平成 20 年度)	比較
	排出量(t-CO ₂)	削減率	排出量(t-CO ₂)	
温室効果ガス総排出量	3,783	約3.5%	3,777	0.1%減

基準年の施設で比較（白水小学校を除く。）

項目	基準年 (平成 16 年度)	削減目標 (平成 22 年度)	実績 (平成 20 年度)	比較
	排出量(t-CO ₂)	削減率	排出量(t-CO ₂)	
温室効果ガス総排出量	3,783	約3.5%	3,671	3.0%減

平成 20 年度の温室効果ガスの総排出量は、基準年比で 0.1%の削減となりました。なお、基準年の施設（白水小学校を除く。）で比較すると 3.0%の削減となります。

4 目標達成に向けた主な取組

目標達成のため、66 の取組を掲げ推進しています。そのうち、主な取組は次のとおりです。

項目	取組
冷暖房	施設の冷暖房温度は、冷房 28、暖房 20 に設定する。
エレベーター	上下 2 階までの移動は階段を使用し、エレベーターの使用を控える。
OA 機器	会議での離席、昼休みなど 30 分以上使用しない場合は、パソコン、プリンタなどの電源オフを徹底する。
照明	始業前の点灯は、始業開始時刻を原則とする。 昼休み時間は、来客者の対応時などを除き消灯する。 午後の時間外は、必要な場合のみ、最小限の照明を使用する。
公用車	アイドリング、暖機運転、急発進、空ぶかしを控える。 近距離の移動は、公用自転車の積極的な活用をする。
ノー残業デー	照明や OA 機器等の電気使用量を削減するため、毎週水曜日をノー残業デーとする。
水の使用	水道水圧調節を実施し、節水を行う。 公用車の洗車は、節水を心がける。
OA 用紙使用量の削減	両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。 会議資料は、簡素化を図り、ページ数、部数を必要最低限とする。 不要になった用紙類は、正しく分別し、リサイクルに努める。

資 料 編

条例・規則	1
1 春日市環境基本条例	1
2 春日市環境審議会規則	5
環境質の状況の資料	6
1 大気環境	6
(1) 二酸化硫黄	6
(2) 二酸化窒素	7
(3) 浮遊粒子状物質	9
(4) 塩化水素	10
(5) 降下ばいじん	11
(6) ダイオキシン類	12
2 水環境	12
(1) 井戸水	12
3 音環境	13
(1) 自動車交通騒音	13
(2) 航空機騒音	15
(3) 騒音・振動関係	15
エネルギー使用等の推計の資料	
1 「春日市省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」策定時の推計	17
2 平成17年度におけるエネルギー使用量の推計方法	18
用語集	20

条例・規則

1 春日市環境基本条例

〔平成11年7月1日〕
〔条例第16号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水と緑の恵みを受け、古代奴国の時代からの固有の歴史と文化を育むとともに、新たな施策にも先進的に取り組んできた「弥生の里」春日市において、先人から受け継いだ良好な環境を将来にわたって維持し、より豊かなものとしていくため、環境の保全及び創造に関する基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない健康で文化的な都市づくりを目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 健全で恵み豊かな環境の恵沢を、現在及び将来のすべての市民が享受できるように、環境を良好な状態に維持し、これを次の世代へ継承していくこと。
- (2) すべての関係者の公平な役割分担と協力の下に、持続的発展が可能な社会が構築されること。
- (3) すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全に配慮して、環境への負荷を少なくするための自主的かつ積極的な工夫と努力が払われること。

(市民の役割)

第3条 市民は、自らの行動が環境に与える影響に配慮し、資源及びエネルギーの節減に努めるほか、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、住宅地の緑化、環境の美化その他の環境の保全及び創造に自ら努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の少ない商品及びサービスの提供に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減のための体制の整備その他の環境の保全及び創造に自ら努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動が環境に与える影響に配慮し、環境に関する情報の公開に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事

業者への情報の提供及び普及啓発に努めるとともに、市民、事業者及び市相互の協力関係の構築に努めなければならない。

3 市は、すべての行政活動において、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項の達成を目標として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、都市・生活型公害を防止するとともに、環境に負荷を与える物質の排出を抑制することなどにより、大気、水、土壌その他の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 廃棄物の発生回避、再使用及び再資源化を推進するとともに、省資源及び省エネルギー対策を推進することなどにより、環境への負荷の少ない循環を基調とする都市の構築を図ること。

(3) 市民生活にうるおいとやすらぎを与える溜池、公園、緑地その他の身近な自然空間を確保するとともに、生物の多様性の確保を図ることにより、人と自然とが共生できる良好な居住環境を創出すること。

(4) 都市の良好な景観の保持、歴史的及び文化的遺産の保存及び活用その他の個性的かつ感性豊かなまちづくりを推進するとともに、人と人との豊かな心のふれあいが保たれる良好なコミュニティ環境を確保することにより、快適な都市環境を創出すること。

(5) すべての市民が、生涯を通じ、地域の多様な場において、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の機会を享受できる地域社会の実現を図るとともに、地球環境にやさしい市民のライフスタイルの確立を図ること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の着実な推進を図るとともに、その適切な進行管理に努めなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に基づき、環境の保全について適正に配慮しなければならない。

2 市は、市民及び事業者の活動において、環境基本計画の考え方が反映されるよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民参加の推進)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する市民参加を推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

(1) 市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化活動、省資源及び省エネルギー活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するための施策

(2) 環境の保全及び創造のための施策に市民等の意見を適切に反映するための施策

(3) 前2号に定めるもののほか、諸活動への市民等の参加及び協力を促進するための施策

(他団体との協力等)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体との協力を努めるものとする。

2 市は、市の良好な環境を確保するために必要と認められる場合には、国及び県その他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(年次報告等)

第11条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第12条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、春日市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する事務を処理すること。

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

(環境審議会の組織等)

第13条 審議会は、15人以内の委員をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体等が推薦する者

(3) 市民(前2号に掲げる者を除く。)

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(春日市環境審議会条例の廃止)

2 春日市環境審議会条例(平成8年条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に廃止前の春日市環境審議会条例第3条の規定により任命された委員については、同条例第4条に規定する任期の満了するまでの間は、この条例の第13条の規定により任命されたものとみなす。

2 春日市環境審議会規則

〔平成11年7月1日
規則第45号〕

(目的)

第1条 この規則は、春日市環境基本条例（平成11年条例第16号）第13条第3項の規定に基づき、春日市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会において必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 審議会は、専門的な事項を調査、審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

(専門部会長)

第6条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域生活部環境課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第13号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

II 環境質の状況の資料

1 大気環境

(1) 二酸化硫黄

環境基準：1時間値の1日平均が0.04 ppm以下であり、かつ1時間値が0.1 ppm以下であること。

ア 二酸化硫黄の期間平均値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.007	0.007	0.006	0.007	0.004	0.004	0.005
惣利公民館横	0.007	0.007	0.005	0.007	0.006	0.006	<0.004
白水大池公園北駐車場	0.006	0.006	0.005	0.006	0.004	0.004	0.005
塚原台集会所						0.004	0.005
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.004	0.004	0.005	0.003	0.005	0.005	0.004
惣利公民館横	<0.001	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
白水大池公園北駐車場	0.003	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005
塚原台集会所	0.004	0.004	0.005	0.004	0.001	0.006	0.005

イ 二酸化硫黄の日平均値の最高値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.009	0.008	0.007	0.011	0.008	0.005	0.008
惣利公民館横	0.009	0.008	0.006	0.009	0.011	0.007	0.001
白水大池公園北駐車場	0.007	0.007	0.006	0.010	0.008	0.005	0.006
塚原台集会所						0.006	0.008
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.005	0.005	0.006	0.004	0.007	0.007	0.005
惣利公民館横	<0.001	0.006	0.006	0.006	0.008	0.006	0.006
白水大池公園北駐車場	0.005	0.005	0.005	0.005	0.007	0.006	0.006
塚原台集会所	0.006	0.005	0.006	0.005	0.002	0.007	0.007

ウ 二酸化硫黄の1時間値の最高値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.016	0.013	0.011	0.024	0.020	0.011	0.013
惣利公民館横	0.016	0.014	0.012	0.022	0.021	0.013	0.015
白水大池公園北駐車場	0.012	0.011	0.010	0.021	0.020	0.013	0.010
塚原台集会所						0.014	0.014
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.011	0.010	0.013	0.010	0.011	0.016	0.008
惣利公民館横	0.003	0.010	0.010	0.010	0.012	0.013	0.009
白水大池公園北駐車場	0.012	0.008	0.009	0.010	0.011	0.015	0.013
塚原台集会所	0.013	0.010	0.009	0.011	0.005	0.013	0.010

(2) 二酸化窒素

環境基準：1時間値の1日平均が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

ア 二酸化窒素の期間平均値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.016	0.018	0.021	0.017	0.020	0.017	0.010
惣利公民館横	0.021	0.024	0.025	0.023	0.031	0.018	0.020
白水大池公園北駐車場	0.016	0.020	0.021	0.018	0.020	0.018	0.015
塚原台集会所						0.024	0.017
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.017	0.016	0.016	0.016	0.013	0.013	0.012
惣利公民館横	0.016	0.019	0.018	0.019	0.014	0.016	0.015
白水大池公園北駐車場	0.016	0.013	0.016	0.017	0.012	0.014	0.009
塚原台集会所	0.014	0.016	0.016	0.019	0.013	0.012	0.013

イ 二酸化窒素の日平均値の最高値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.032	0.023	0.024	0.020	0.027	0.027	0.014
惣利公民館横	0.037	0.029	0.028	0.025	0.045	0.045	0.026
白水大池公園北駐車場	0.030	0.025	0.025	0.021	0.029	0.029	0.022
塚原台集会所						0.024	0.022
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.030	0.022	0.021	0.023	0.024	0.016	0.017
惣利公民館横	0.025	0.024	0.023	0.027	0.029	0.022	0.022
白水大池公園北駐車場	0.029	0.017	0.022	0.023	0.023	0.018	0.015
塚原台集会所	0.026	0.020	0.021	0.026	0.026	0.018	0.019

ウ 二酸化窒素の1時間値の最高値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.059	0.045	0.044	0.039	0.054	0.048	0.025
惣利公民館横	0.060	0.048	0.050	0.046	0.063	0.046	0.040
白水大池公園北駐車場	0.051	0.051	0.046	0.042	0.050	0.052	0.037
塚原台集会所						0.052	0.042
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.047	0.041	0.036	0.044	0.039	0.044	0.042
惣利公民館横	0.039	0.044	0.039	0.042	0.046	0.043	0.043
白水大池公園北駐車場	0.045	0.030	0.036	0.041	0.036	0.046	0.038
塚原台集会所	0.043	0.033	0.034	0.046	0.039	0.041	0.043

(3) 浮遊粒子状物質

環境基準：1時間値の1日平均が0.1 mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.2 mg/m³以下であること。

ア 浮遊粒子状物質の期間平均値

単位：mg/m³

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.055	0.050	0.043	0.052	0.031	0.027	0.049
惣利公民館横	0.049	0.055	0.046	0.048	0.038	0.029	0.050
白水大池公園北駐車場	0.050	0.047	0.034	0.052	0.036	0.026	0.040
塚原台集会所						0.023	0.048
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.020	0.034	0.025	0.026	0.030	0.026	0.024
惣利公民館横	0.034	0.051	0.047	0.024	0.025	0.023	0.032
白水大池公園北駐車場	0.016	0.032	0.025	0.021	0.032	0.028	0.024
塚原台集会所	0.024	0.048	0.036	0.023	0.035	0.027	0.037

イ 浮遊粒子状物質の日平均値の最高値

単位：mg/m³

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.090	0.063	0.054	0.061	0.055	0.057	0.065
惣利公民館横	0.085	0.069	0.058	0.058	0.073	0.059	0.068
白水大池公園北駐車場	0.086	0.069	0.047	0.063	0.069	0.050	0.056
塚原台集会所						0.051	0.065
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.038	0.048	0.036	0.032	0.052	0.037	0.035
惣利公民館横	0.051	0.067	0.055	0.030	0.047	0.037	0.048
白水大池公園北駐車場	0.030	0.043	0.038	0.031	0.054	0.046	0.038
塚原台集会所	0.042	0.059	0.043	0.030	0.058	0.039	0.052

ウ 浮遊粒子状物質の1時間値の最高値

単位：mg/m³

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.154	0.118	0.106	0.161	0.093	0.110	0.235
惣利公民館横	0.150	0.146	0.099	0.099	0.118	0.081	0.107
白水大池公園北駐車場	0.153	0.242	0.091	0.111	0.120	0.122	0.131
塚原台集会所						0.080	0.124
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	0.157	0.083	0.071	0.075	0.071	0.196	0.117
惣利公民館横	0.071	0.100	0.089	0.067	0.068	0.060	0.067
白水大池公園北駐車場	0.052	0.088	0.068	0.062	0.076	0.096	0.054
塚原台集会所	0.073	0.099	0.072	0.062	0.078	0.062	0.072

(4) 塩化水素

環境基準：環境基準は定められていないが、環境目標値（1時間値が0.02 ppm以下）が設定されている。

ア 塩化水素の期間平均値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004
惣利公民館横	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004
白水大池公園北駐車場	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004
塚原台集会所						<0.002	<0.004
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	—	—
惣利公民館横	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	—	—
白水大池公園北駐車場	<0.004	—	—	—	<0.004	—	—
塚原台集会所	<0.004	—	—	—	<0.004	—	—

(備考) 表中の「—」は、定量下限 (0.004 ppm) 未満の値であることを表す。

イ 塩化水素の日平均値の最高値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004
惣利公民館横	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004
白水大池公園北駐車場	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.004
塚原台集会所						<0.002	<0.004
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	—	—
惣利公民館横	<0.004	<0.004	—	—	<0.004	—	—
白水大池公園北駐車場	<0.004	—	—	—	<0.004	—	—
塚原台集会所	<0.004	—	—	—	<0.004	—	—

(備考) 表中の「—」は、定量下限 (0.004 ppm) 未満の値であることを表す。

ウ 塩化水素の1時間値の最高値

単位：ppm

測定場所	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
松ヶ丘公民館横	0.005	<0.004	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004
惣利公民館横	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004
白水大池公園北駐車場	0.007	<0.004	<0.004	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004
塚原台集会所						<0.002	<0.004
測定場所	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
松ヶ丘公民館横	<0.004	<0.004	—		<0.004		0.006
惣利公民館横	<0.004	<0.004	—		<0.004		
白水大池公園北駐車場	<0.004	0.013	—		<0.004		
塚原台集会所	<0.004	0.010	—		<0.004		

(備考) 表中の「—」は、定量下限 (0.004 ppm) 未満の値であることを表す。

(5) 降下ばいじん

単位：ton/km²/月平均

測定場所	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
春日南小学校	2.45	2.11	2.14	2.10	2.23	2.51	1.99	2.56	1.83
春日西小学校	2.68	2.26	2.26	—	—	—	—	—	—
春日原小学校	3.29	3.04	2.46	—	—	—	—	—	—
精華女子短大	3.15	2.82	2.99	—	—	—	—	—	—
ナギの木苑	2.62	2.40	2.05	—	—	—	—	—	—

(備考) 表中の「—」は、測定がないことを表す。

※ 降下ばいじんには、環境基準の設定はありません。

(6) ダイオキシン類

測定地点		項目	17年度	18年度	19年度	20年度	法規制値
福岡市南部 工場	1号炉	排ガス	0.0041	0.00052	0.027	0.00010	1 ng-TEQ/m ³ N
		ばいじん	0.45	0.33	1.7	0.26	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.0015	0.000064	0.0091	0.00097	3 ng-TEQ/g
	2号炉	排ガス	0.00013	0.0062	0.038	0.000082	1 ng-TEQ/m ³ N
		ばいじん	0.57	0.65	0.33	0.24	3 ng-TEQ/g
		焼却灰	0.0026	0.0011	0.0012	0.0036	3 ng-TEQ/g
		放流水	0.44	0.17	0.11	1.0	10 pg-TEQ/L
春日大野城 リサイクルプラザ	し尿浄 化センター	排ガス	0.31		-		10 ng-TEQ/m ³ N
		焼却灰	0.00000015		-		3 ng-TEQ/g
	最終処 分場	地下水	0.081	0.082	0.00056	0.031	1 pg-TEQ/L
		浸透水	0.062	0.066	0.00071	0.024	1 pg-TEQ/L
		処理水	0.025	0.075	0.015	0.046	10 pg-TEQ/L

(備考) 表中の数値の「0」は、実測濃度が定量下限値未満を表す。

表中の「-」は、測定がないことを表す。春日大野城リサイクルプラザのし尿浄化センターでの焼却は平成17年10月で廃止。

2 水環境

(1) 井戸水 (水質検査項目(29項目)と基準値(一般飲用井戸))

検査項目	単位	基準値	検査項目	単位	基準値
カルシウム	mg/l	0.01 mg/l以下	有機リン	mg/l	—
鉛	mg/l	0.01 mg/l以下	水銀	mg/l	0.0005 mg/l以下
六価クロム	mg/l	0.05 mg/l以下	亜鉛	mg/l	1.0 mg/l以下
ヒ素	mg/l	0.01 mg/l以下	フッ素	mg/l	0.8 mg/l以下
トリクロロエチレン	mg/l	0.03 mg/l以下	pH値		5.8以上8.6以下
テトラクロロエチレン	mg/l	0.01 mg/l以下	味		異常でないこと
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10 mg/l以下	鉄	mg/l	0.3 mg/l以下
臭気		異常でないこと	銅	mg/l	1.0 mg/l以下
色度	度	5度以下	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	
濁度	度	2度以下	シアン	mg/l	0.01 mg/l以下
塩素イオン	mg/l	200 mg/l以下	マンガン	mg/l	0.05 mg/l以下
一般細菌	個/ml	100 個/ml以下	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2 mg/l以下
大腸菌		不検出	フェノール	mg/l	0.005 mg/l以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300 mg/l以下	有機物(全有機炭素: TOC)	mg/l	5 mg/l以下
蒸発残留物	mg/l	500 mg/l以下			

(備考) 表中の「-」は、水道法による検査項目にないため、基準値が示されていないことを表す。

3 音環境

(1) 自動車交通騒音

①ーア 県道 那珂川大野城線 単位：dB(デシベル)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	環境基準
昼間	67.7	68	—	—	—	—	70以下
夜間	63.0	64	—	—	—	—	65以下

(備考)・測定地点は、惣利6丁目54番地前
 ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

①ーイ 県道 那珂川大野城線 単位：dB(デシベル)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	環境基準
昼間	70.4	70	—	69	—	—	70以下
夜間	65.4	65	—	64	—	—	65以下

(備考)・14年度から16年度の測定地点は、惣利6丁目73番地前
 ・18年度の測定地点は、上白水白水大池公園横
 ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

② 市道 松ヶ丘月の浦線 単位：dB(デシベル)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	環境基準
昼間	64.0	—	—	—	—	—	65以下
夜間	57.8	—	—	—	—	—	60以下

(備考)・測定地点は、松ヶ丘5丁目104番地前
 ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

③ 県道 現人橋乙金線 単位：dB(デシベル)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	環境基準
昼間	70.8	—	—	—	—	—	70以下
夜間	65.6	—	—	—	—	—	65以下

(備考)・測定地点は、春日3丁目50番地前
 ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

④ 市道 光町大土居線 単位：dB(デシベル)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	環境基準
昼間	68.8	—	—	—	—	—	70以下
夜間	64.7	—	—	—	—	—	65以下

(備考)・測定地点は、若葉台東2丁目1番地前
 ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

⑤ 市道 1 級 1 号線

単位：dB(デシベル)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	環境基準
昼間	—	—	<u>73</u>	—	—	66	65 以下
夜間	—	—	<u>68</u>	—	—	61	60 以下

(備考)・測定地点は、春日原北町 5 丁目 18 番地前

- ・表中の「—」は、測定がないことを表す。
- ・20 年度の測定地点は天神山 1 丁目（天神山小入口付近）

⑥ 県道 福岡早良大野城線

単位：dB(デシベル)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	環境基準
昼間	—	<u>74</u>	—	69	—	—	70 以下
夜間	—	<u>72</u>	—	63	—	—	65 以下

(備考)・14 年度及び 16 年度の測定地点は、伯玄町 2 丁目 44 番地 1 前

- ・18 年度の測定地点は、昇町 1 丁目春日小学校横
- ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

⑦ 県道 31 号線

単位：dB(デシベル)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	環境基準
昼間	—	<u>73</u>	—	69	—	68	70 以下
夜間	—	<u>70</u>	—	64	—	64	65 以下

(備考)・14 年度及び 16 年度の測定地点は、春日 1 丁目 86 番地前

- ・18 年度の測定地点は、若葉台東 1 丁目春日東小学校横
- ・表中の「—」は、測定がないことを表す。
- ・20 年度の測定地点は原町 3 丁目（春日公園入口付近）

⑧ 県道 板付牛頸筑紫野線

単位：dB(デシベル)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	環境基準
昼間	—	—	67	—	70	—	70 以下
夜間	—	—	64	—	<u>66</u>	—	65 以下

(備考)・17 年度の測定地点は、須玖南 2 丁目 172 番地前

- ・19 年度の測定地点は、昇町 2 丁目 NHK 春日放送所正門前
- ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

⑨ 県道 大野城二丈線

単位：dB(デシベル)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	環境基準
昼間	—	—	<u>71</u>	—	70	—	70 以下
夜間	—	—	<u>68</u>	—	65	—	65 以下

(備考)・17 年度の測定地点は、須玖南 1 丁目 1 番地 8 前

- ・19 年度の測定地点は、岡本 1 丁目春日北小学校南門前
- ・表中の「—」は、測定がないことを表す。

(2) 航空機騒音

単位：WECPNL

測定場所	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	環境基準
春日公園5-17（春日高校）	72	71	71	72	71	70	70
下白水南4-134（春日西小）	—	—	—	69	67	63	70
須玖南2-172（春日中）	—	—	—	—	64		70
紅葉ヶ丘西4-1-1（紅葉ヶ丘公民館）						65	70

（備考）・環境基準に係る測定地点の地域類型は、類型Ⅰ。

・表中の「—」は、測定がないことを表す。

(3) 騒音・振動関係

① 特定施設等の届出状況（平成20年度末現在）

ア 騒音規制法に基づくもの

区分	工場数
金属加工機械	5
空気圧縮機等	23
織機	2
建設用資材製造機械	1
木材加工機械	5
印刷機械	1
合成樹脂用射出成型機	1
計	38

イ 福岡県公害防止条例に基づくもの

区分	工場数
金属加工機械	7
クーリングタワー	5
重油バーナー	6
計	18

ウ 振動規制法に基づくもの

区分	工場数
金属加工機械	2
圧縮機	10
織機	2
木材加工機械	5
ロール機	1
合成樹脂用射出成型機	1
計	21

② 特定建設作業の届出状況（平成 20 年度）

ア 騒音規制法に基づくもの

区 分	件 数
くい打機等使用作業	2
びょう打機使用作業	0
削岩機使用作業	5
空気圧縮機使用作業	3
コンクリートプラント作業	0
バックホウ使用作業	9
トラクターショベル使用作業	0
ブルドーザー使用作業	0
計	19

イ 振動規制法に基づくもの

区 分	件 数
くい打機等使用作業	3
鋼球使用破壊作業	0
舗装版破碎機使用作業	0
ブレーカー使用作業	9
計	12

Ⅲ エネルギー使用等の推計の資料

1 「春日市省エネルギー・地球温暖化対策推進計画」策定時の推計

(1) 春日市の部門別エネルギー使用量の推計（平成13年度）

		エネルギー使用量 (GJ)	灯油ドラム缶換算 (200ℓ/本)	構成比 (%)
合 計		4,783,847	642,026	100.0
産業部門		198,961	26,702	4.2
	農林業	1,591	213	0.0
	建設業	124,136	16,660	2.6
	製造業	73,234	9,829	1.5
民生部門		2,450,489	328,873	51.2
	家庭系	1,375,326	184,579	28.7
	業務系	1,075,163	144,295	22.5
運輸部門		2,134,397	286,451	44.6
	自動車	2,131,819	286,105	44.6
	貨物	514,590	69,062	10.8
	旅客	1,617,229	217,044	33.8
	鉄 道	2,578	346	0.1

(2) 部門別のCO₂排出量の推計（平成13年度）

		CO ₂ 排出量(千 t-CO ₂)	比率 (%)
合 計		361.8	100.0
産業部門		14.5	4.0
	農林業	0.1	0.0
	建設業	8.6	2.4
	製造業	5.8	1.6
民生部門		204.1	56.4
	家庭系	113.2	31.3
	業務系	90.9	25.1
運輸部門		143.2	39.6
	自動車	143.0	39.5
	貨物	35.1	9.7
	旅客	107.9	29.8
	鉄道	0.2	0.1

(3) エネルギー使用量の推計方法（平成 13 年度）

部門	エネルギー使用量算定式
産業部門	
農林業	全国農林業エネルギー消費量①<2000 年> × 春日市農業粗生産額の比率②<1999 年> × 平均発熱量 ①「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁長官官房企画調査課） ②「生産農業所得統計」（農林水産省統計情報部）
建設業	全国建設業エネルギー消費量③<2000 年> × 春日市建築着工床面積の比率④<1999 年> × 平均発熱量 ③「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁長官官房企画調査課） ④「建築統計年報」（国土交通省情報管理部）
製造業	福岡県産業中分類別エネルギー消費量（燃料用）⑤<2000 年> －（福岡市産業中分類別エネルギー消費量（燃料用）⑤<2000 年> ＋北九州市産業中分類別エネルギー消費量（燃料用）⑤<2000 年>） × 春日市産業中分類別製造品出荷額の比率⑥<1999 年> × 平均発熱量 ⑤「石油等消費構造統計表」（経済産業省調査統計部） ⑥「工業統計表－市町村編－」（経済産業省調査統計部）
民生部門	
家庭系	◆ L P ガス・灯油 福岡市及び北九州市の一世帯あたり L P ガス・灯油消費量加重平均値⑦ <2000 年> × 春日市世帯数⑧<2000 年 3 月末> × 平均発熱量 ⑦「家計調査年報」（総務省統計局） ⑧「住民基本台帳」（市町村自治研究会） ◆ 都市ガス・電力 春日市都市ガス・電力消費量⑨<1998 年> × 平均発熱量 ⑨春日市内部資料
業務系	全国業務系エネルギー消費量⑩<2000 年> × 春日市業務系事業所従業者数の 比率⑪<公務以外 1999 年、公務 1996 年> × 平均発熱量 ⑩「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁長官官房企画調査課） ⑪「事業所統計」（総務省統計局）
運輸部門	
自動車	九州地方車種別エネルギー消費量⑫<1999 年> × 春日市車種別自動車保有台数の比率⑬<1999 年 3 月末> × 平均発熱量 ⑫「自動車輸送統計年報」（国土交通省情報管理部） ⑬「市区町村別自動車保有車両数」（自動車検査登録協会）
鉄道	全国 JR エネルギー消費量⑭<1998 年> × 春日市人口の比率⑮<2000 年 3 月末> × 平均発熱量 ⑭「鉄道統計」（国土交通省鉄道局） ⑮「住民基本台帳」（市町村自治研究会）

2 平成 17 年度におけるエネルギー使用量の推計方法

今回の推計においては、上記のエネルギー使用量算定式に記載された統計の内、その後に廃止された統計調査や入手が困難な統計があるため、環境省地球環境局編「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（平成 19 年 3 月）」に基づきエネルギー使用量の推計を行いました。

結果としては、採用した算定式が異なるため、各部門においては大きな差も出ていますが、今後とも経年の変化を捉えるため、定期的に推計を行っていく予定です。

部門	エネルギー使用量算定式（平成 17 年度）
産業部門	
農林水産業	$\text{福岡県エネルギー消費量①} \times \text{春日市就業者数②} \div \text{福岡県就業者数③}$ ①「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省） ②、③「H17 国勢調査」
建設業・鉱業	$\text{福岡県エネルギー消費量①} \times \text{春日市就業者数②} \div \text{福岡県就業者数③}$ ①「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省） ②、③「H17 国勢調査」
製造業	$\text{福岡県エネルギー消費量①} \times \text{春日市製造品出荷額②} \div \text{福岡県製造品出荷額③}$ ①「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省） ②、③「工業統計－市町村編－」（経済産業省）
民生部門	
家庭	◆LPガス $\text{春日市LPガス消費量①} \times \text{平均発熱量}$ ◆灯油 $\text{県庁所在地2人以上世帯当たり灯油購入量②} \times \text{世帯人員補正係数}\{(\text{春日市2人以上世帯数③} + \text{春日市単身世帯数④}) \times \text{単身世帯灯油購入費⑤} \div 2 \text{人以上世帯灯油購入費②}\} \div \text{春日市世帯数⑥} \times \text{春日市世帯数⑥} \times \text{平均発熱量}$ ◆都市ガス $\text{春日市都市ガス消費量⑦} \times \text{平均発熱量}$ ◆電力 $\text{福岡県エネルギー消費量⑧} \times \text{春日市世帯数⑥} \div \text{福岡県世帯数⑨}$ ①、⑦春日市調査資料 ②、⑤「家計調査年報」（総務省統計局） ③、④、⑥、⑨「H17 国勢調査」 ⑧「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）
業務他	◆重油 $\text{福岡県石油製品消費量①} \times \text{全国重油消費量②} \div \text{全国石油製品消費量③} \times \text{春日市業務系建物床面積④} \div \text{福岡県業務系建物床面積⑤}$ ◆灯油 $\text{福岡県石油製品消費量①} \times \text{全国灯油消費量⑥} \div \text{全国石油製品消費量③} \times \text{春日市業務系建物床面積④} \div \text{福岡県業務系建物床面積⑤}$ ◆LPガス $\text{春日市LPガス消費量⑥} = 0$ ◆都市ガス $\text{春日市都市ガス消費量⑦} \times \text{平均発熱量}$ ◆電力 $\text{福岡県エネルギー消費量⑧} \times \text{春日市業務系建物床面積④} \div \text{福岡県業務系建物床面積⑤}$ ①、⑧「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省） ②、③「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁） ④、⑥、⑦春日市調査資料 ⑤総務省の集計値
運輸部門	
自家用車	◆ガソリン $\text{県庁所在地2人以上世帯当たりガソリン購入量①} \times \text{世帯人員補正係数}\{(\text{春日市2人以上世帯数②} + \text{春日市単身世帯数③}) \times \text{単身世帯ガソリン購入費④} \div 2 \text{人以上世帯ガソリン購入費⑤}\} \div \text{春日市世帯数⑥} \times \text{保有台数補正係数}\{(\text{春日市保有台数⑦} \div \text{春日市世帯数⑥}) \div (\text{県庁所在地保有台数⑧} \div \text{県庁所在地世帯数⑨})\} \times \text{春日市世帯数⑥} \times \text{平均発熱量}$ ①、④、⑤「家計調査」（総務省統計局） ②～⑥、⑨「H17 国勢調査」 ⑦、⑧「市区町村別自動車保有車両数」（自動車検査登録協会）

用語集

あ行

ISO14001 認証

ISO14001 は、ISO が定めた事業者の環境保全行動の規格です。この規格を守っているかどうかを認証機関が点検をし、合格した事業者には認証が行われることになっています。

アイドリングストップ

信号待ち等の自動車停車時にエンジンを切ることです。二酸化炭素の排出削減に効果があります。

アダプトプログラム

ボランティアとなる市民や地元企業が「里親」となって、清掃美化する場所を養子（アダプト）とみなして、定期的に清掃などを行い、維持管理していくことです。

アメニティ

「快適環境」とか「居住性」と訳されていますが、これだけではいい表すことができない微妙なニュアンスを持っています。（社）日本都市計画学会編著「アメニティ都市への途」によると、強いて定義すればと前置きして「アメニティとは、人々が望む生活様式に対応した生活環境が備わっていること」とされています。

インターネット

各国のコンピュータ・ネットワークが互いに接続し合った世界規模のネットワークです。

エコオフィス

環境に配慮した事業活動を行っている事業所のことです。

エコショップ

小売店、スーパー、コンビニエンスストアなどで、環境に配慮した商品の販売を行ったり、簡易包装の実

行や空き缶・空きびんの回収などを積極的に行う店のことです。

エコマーク

環境にやさしい商品につけられる認定・推奨マークのことです。日本では、1989年から財団法人日本環境協会が実施しています。

温室効果ガス

地球表面から宇宙に放出される熱（赤外線）をさえぎる働き（温室効果）を持つ気体のことです。地球温暖化対策推進法で定める温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類など6種類が指定されています。主に人間の諸活動にともなって発生しているため、人間活動からの発生を抑制する取組が緊急の課題となっています。

か行

街区公園

都市計画で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園です。誘致距離250メートル、1か所あたり面積0.25ヘクタールを標準として配置します。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい行政上の目標として、国が定めた具体的な数値基準のことをいいます。

環境負荷

環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義されています。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、

自然景観が著しく損なわれることによるものなどがあ
ります。

環境保全アドバイザー

市民や事業者に対して環境についてわかりやすく説
明、アドバイスできる人材のことで、

環境マネジメントシステム

環境に与える悪影響を少なくするため、経営に環境
方針を取り入れ環境影響と環境側面の評価に基づいて
目標を立て実行していくもので、「計画 実施 点検
見直し」のサイクルによって継続的な環境の改善を
図っていくシステムです。

近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から
老人まですべての年齢層に利用されます。近隣公園は、
ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上也
っとも基本的な公園です。誘致距離 500 メートルを対
象範囲とし、1 近隣住区あたり 1 か所を目的に面積 2
ヘクタールを標準として配置します。

グリーン購入

事業活動や市民活動において環境負荷の低減に配慮
された製品などを購入、使用することなどにより、環
境全体に与える影響を少なくしようとする行動です。

グリーンマーク

古紙利用製品に表示されるマークです。1981 年に、
古紙再生促進センターにより、古紙の再生利用と緑化
推進のために制度が設けられました。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるい
は単独の形で降下するばいじんのことで、

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動
や環境学習を行うクラブであり、環境省が支援してい

ます。登録した会員には、1 年間を通じて環境を守る
自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための
情報提供などを無料で行っています。

コミュニティ・民間活動団体

コミュニティとは、一般的に地域共同体又は地域共
同社会と訳されますが、住民相互の協力と連帯による
地域のまちづくりを行うための集まりを指すこともあ
ります。春日市環境基本計画にいう民間活動団体とは、
環境保全・創造に関する活動を行っている民間の団体
やグループのことで、

コンポスト

家庭から出る生ごみなどの有機物質を原料として、
微生物の働きによって作られる堆肥のことで、

さ行

サイクルアンドライド

通勤などで、最寄りの鉄道駅やバス停まで自転車で
行き、そこから鉄道やバスを利用することで、

サイン計画事業

春日市の貴重な文化遺産や多様な公共施設が今後市
民に十分に理解され利用されるため、人々とまちをネ
ットワークし、「弥生の里」の魅力を人々にアピール
することをめざして行われた事業のことで、

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃え
がら、汚でい、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類
等の 20 種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一
般廃棄物（家庭等から排出されるごみ）と区別されま
す。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによ
る環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務
があります。

COD

CODとはChemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/l(ミリグラム毎リットル)で表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

市街化区域

都市計画法に基づき、既成市街地及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として定められた区域です。

市街化調整区域

都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域として定められる区域です。この区域での開発行為は厳しく制限されます。

自然エネルギー

太陽エネルギーそのものを熱や電力に変えて利用するもののほか、水力、風力、波力、潮力、バイオマスエネルギーなどがあります。

児童遊園

児童の健康の増進と豊かな情操を養うため、児童福祉法に基づいて本市が設置する遊び場をいいます。

指定文化財

文化財保護法、文化財保護条例などにより指定された文化財です。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群のうち、とくに重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指します。

住区基幹公園

住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれます。

準工業地域

都市計画法に基づく用途地域の一つです。工業地で住宅等の混在を排除することが困難又は不適當な地区のうち、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域です。

親水緑道

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模のいかんによらず、水を主題とし、「意図的」に水と親しむことを主目的とした緑道をいいます。緑道とは、一般的には自動車交通と分離させて系統的にもうけられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することにより多目的空間として機能するものをいいます。

水素イオン濃度(pH)

酸性又はアルカリ性の程度を示す指標で、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下は酸性を示します。最も生産的な河川のpHは大部分6.5~8.5の間にあり、これを超えると、栄養素の多くは結合を始め、植物に摂取されなくなり、飼料生物の生産性は低下します。

全窒素濃度

無機性窒素と有機性窒素の合計量のことをいいます。有機性窒素は生物体の構成要素のタンパク質に主として含まれるものであり、生物体自身または排泄物中に含まれています。総窒素ともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

せん定樹木のリサイクル

これまで焼却や埋め立てにより処分してきた植物廃材(植栽の維持管理に伴い発生するせん定枝葉、刈草、刈芝等や落葉落枝、枯損木等)を雑草抑止剤など有用な資源として再利用するとともに、廃棄物の減化を図ることです。

全燐濃度

有機性燐と無機性燐の合計量のことをいいます。窒

素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示すこととなります。総磷ともいいます。水の富栄養化の程度を表す指標の一つです。

た行

ダイオキシン類

意図して製造・使用される化学物質ではありませんが、他の化学物質の製造や燃焼などに伴って生成されるポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPBCの総称です。ダイオキシンには、発ガン性があります。

大腸菌群

大腸菌とは乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性及び嫌気性菌の総称です。ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふんとともに排出されます。大腸菌の検出検査は精度が高いので、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価平均感覚騒音レベル)の略です。航空機による騒音のうるささに着目した評価単位であり、加重等価平均感覚騒音レベルといわれます。航空機騒音の大きさ、頻度、飛行時間帯等を考慮し定められます。

地球温暖化対策推進法

1997年12月のCOP3(気候変動枠組条約第3回締約国会議)で先進国の国ごとの温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書の採択に、日本も合意したことを踏まえ、温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)やメタンガス、フロンガスなどの6物質の削減を目的に、1998年に公布された法律(地球温暖化対策の推進に関する法律)です。

地区公園

近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とします。誘致距離1000メートルの範囲内で面積4ヘクタールを標準として配置します。

低公害車

騒音の発生や大気汚染物質の排出が少ない自動車の総称です。電気、太陽光、エタノール等を動力源とする低公害車があります。

低燃費車

改正省エネ法で定められている基準となるべきエネルギー消費効率(燃費目標基準値)を上回っている車両を低燃費自動車といいます。燃費目標基準値は、燃料別(ガソリン車、ディーゼル車)、用途別(乗用自動車、貨物自動車)に車両重量に基づいて定められています。

出前環境講座

自治会、学校、市民団体などの依頼に基づき行政職員や専門家が公民館等に出向いて、ごみ処理、リサイクル、省エネ省資源などの環境に関係することをテーマに説明会や講演会を開催することです。

天然ガス車

天然ガスを圧縮した燃料を動力源とした自動車のことです。ガソリン車のエンジンがほぼそのまま使え、走行性能はガソリン車並で黒煙を全く出さず、窒素酸化物や二酸化炭素の排出量も今までの車より少ない低公害車です。

特殊公園

都市公園法に定める、優れた自然環境や歴史・文化資産を公開したり、植物とのふれあいや学習機能を目的とする公園です。

特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音・振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業の総称をいいます。

特定施設

工場や事業場に設置されている各種の施設のうち、生活環境の悪化をもたらすものとして法律や条例で届出が義務付けられている施設の総称をいいます。

特別緑地保全地区

防災、緩衝的機能や伝統、文化的意義を有する緑地、又は住民の健全な生活環境を確保するための風致景観に優れた緑地で、都市緑地保全法に基づき指定された地区です。

都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたものです。具体的には、総合公園と運動公園によって構成されます。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域です。例えば都市計画区域内においては、一定規模以上の開発行為については都道府県知事の許可を受けなければなりません。都市計画区域の指定は、都道府県が行います。

都市公園

地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地で、その設置者が設ける公園施設を含むものです。なお自然公園法に定める国定公園又は国定公園の施設たる公園又は緑地等は、都市公園に含まれません。

な行

二酸化硫黄

気体は亜硫酸ガスともいいます。有毒で石油や石炭

の燃焼時に硫黄(S)分が酸化することにより排出されます。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。

二酸化炭素

無色、無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進させるおそれがあるとして、化石燃料等の消費に伴う発生量の抑制、固定化技術の開発等が検討されています。

二酸化窒素

主に化石燃料の燃焼に伴って発生した一酸化窒素が大気中でさらに酸化されたものです。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないのは、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。

は行

ハイブリッド車

動力源として、ガソリンエンジンと電気モーターを併用する自動車。大気汚染物質の排出はガソリンエンジンの10分の1程度に抑えられ、燃費は2倍程度向上します。

バリアフリー

現在ある物理的、制度的、文化、情報、意識の障壁をなくしていこうとする考え、行動です。例えば障害者用のスロープがあります。

BOD

BODとはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素のことで、単位は一般的にmg/l(ミリグラム毎リットル)で表します。こ

の数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

光害

不必要な光によりまぶしさを感じることや動植物に悪影響が及んだりすることなどをいいます。

風致公園

都市公園法に定める特殊公園の一つで、樹林地、水辺地等の風致の優れた場所に指定されるものをいいます。

浮遊物質

水中に浮遊する物質の量をいい、一定の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表します。

浮遊粒子状物質

大気中に漂っている粒形 10 ミクロン以下の微粒子をいいます。ディーゼル車の排出ガスや工場のばい煙等が主な発生源とされ、視程障害や動植物等への損害ばかりでなく、人の気道や肺に入り呼吸器疾患発症の増加等を引き起こすとされています。

フリーマーケット

公園や駐車場等を会場にして住民が不要な品物を持ち寄って、安い値段で販売することです。リサイクル運動の一つとしてゴミの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近年、各地で開催されるようになりました。

ま行

マンガン

地殻中に存在し、生物には必須元素の一種ですが、マンガンの製造、粉碎、マンガン塩類を製錬する時、マンガン鉱（褐石、 MnO_2 （二酸化マンガン））により

中毒をおこすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になります。

緑の基本計画

都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。市町村がその区域内において緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定します。

や行

溶存酸素量

有機物を酸化し、安定した形とするために必要とされる酸素が水に溶けている量のことです。数値が小さいほど、水質汚濁が著しいことを表します。

ら行

緑地保全林地区

良好な自然環境を形成している緑地のうち、一定の基準に該当する樹林地、水辺地として、春日市緑化推進等に関する条例に基づいて指定される地区です。

緑被率

一定面積の中に樹林等が生育している面積の割合です。正確には、その土地の区域と、樹冠投影積の和との割合で表します。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に関するところの都市計画地域等を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定していくことをいいます。